特約条項

用語の定義

この保険契約に適用される特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、特段の定めのないかぎり内縁を含みます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者またはその者の傷害に基づき保険金を支払う対象となる者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
用途および車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車の種類の区分をいいます。なお、用途および車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当会社が定める区分によるものとします。

運転者の範囲に関わる特約

2-1 運転者年齢条件特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に運転者の年齢条件（以下「運転者年齢条件」といいます。）を限定する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1)　当会社は、この特約により、次の①から⑤までのいずれかに該当する者のうち、保険証券記載の運転者年齢条件に該当しない者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ ①から③までの者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人
⑤ 契約自動車の所有者が法人である場合で、記名被保険者がその法人の役員（注）となっているときには、その法人の業務に従事中の使用人

(2) (1)の所有者とは次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 契約自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

(注)役員
理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）

(1) 前条(1)の規定により当会社に支払責任が発生しない事故が生じた場合であっても、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用があり、かつ、次の①から③までの条件をいずれも満たしているときは、当会社は、その事故により生じた損害に対しては、当会社が③の請求を承認していたものとみなして同条項および普通保険約款一般条項（注１）を適用します。
① 事故発生の時において、契約自動車または他の自動車（注２）を運転していた者が、契約自動車を運転することができる運転免許（注３）を新たに取得した者（以下「新規運転免許取得者」といいます。）であること。
② 事故発生の日が、①の新規運転免許取得者の運転免許証に記載されている免許の年月日（以下「免許取得日」といいます。）の翌日から起算して30日以内の日であること。
③ ①の新規運転免許取得者の免許取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により運転者年齢条件の変更またはこの特約の削除の承認の請求を行い、当会社がこれを受領すること。

(2) 当会社は、(1)の場合には、その定めるところに従い、追加保険料を請求できます。

(3) 当会社は、(2)の追加保険料を、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知･通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤の追加保険料とみなします。この場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠ったときの取扱いについては、免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除き、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

(注１)同条項および普通保険約款一般条項
付帯された他の特約のうち、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う場合に適用される特約を含みます。

(注２)他の自動車
他車運転特約第２条（他の自動車の定義）に規定する他の自動車をいいます。

(注３)運転免許
道路交通法第84条第１項に定める運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。

2-2 運転者限定特約

第１条（この特約の適用条件）

(1)　この特約は、契約自動車について運転する者を次の①または②のいずれかに該当する者（以下「限定運転者」といいます。）に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

①　記名被保険者およびその配偶者

②　記名被保険者およびその家族

(2)　(1)の家族とは次の①から③までに該当する者をいいます。

①　記名被保険者の配偶者

②　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

③　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第２条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、保険証券記載の限定運転者以外の者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

①　契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその契約自動車について生じた事故

②　次のア．からク．までのいずれかの業を営む者（注）が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間にその契約自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第１条（当会社の支払責任－対人賠償）に定める対人事故および同条項第２条（当会社の支払責任－対物賠償）に定める対物事故

ア．自動車修理業

イ．駐車場業

ウ．給油業

エ．洗車業

オ．自動車販売業

カ．陸送業

キ．運転代行業

ク．上記ア．からキ．まで以外の、自動車を取り扱う業

(注)次のア．からク．までのいずれかの業を営む者

これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第３条（保険始期時点における限定運転者に関する特則）

(1)　当会社は、保険期間の初日の時点で、限定運転者であった者（以下「始期時点限定運転者」といいます。）が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、前条の規定を適用しません。ただし、保険契約者または記名被保険者から、事故の発生の時に契約自動車を運転していた者が始期時点限定運転者である事実を確認できる公的資料等の提出があり、当会社がこれを妥当と認めた場合にかぎります。

(2)　(1)の規定を適用する場合には、保険契約者は、書面をもって承認の請求を行わなければなりません。

(3)　当会社は、(2)の承認をする場合には、次の①または②のいずれかの期間に対し、普通保険約款一般条項(付帯された他の特約を含みます。)の規定に従い追加保険料を請求します。

①　保険契約者または記名被保険者が、始期時点限定運転者が限定運転者に該当しなくなった事実の発生日（以下「事実の発生日」といいます。）について当会社が妥当と認める資料の提出を行い、その

資料によって事実の発生日が特定できる場合は、事実の発生日から保険期間の末日までの期間

② ①以外の場合は、保険期間の初日から保険期間の末日までの期間

(4) 当会社は、保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、(1)の規定は適用しません。

(5) この保険契約の保険期間の初日以降事実の発生日までの間に、保険契約者が、この保険契約について次の①または②のいずれかの承認の請求を行い、当会社がこれを承認していた場合には、(1)、(3)の②および(6)中「保険期間の初日」とあるのを「当会社が承認した、第３条（保険始期時点における限定運転者に関する特則）(5)の①または(5)の②により契約条件を変更すべき期間の初日（該当する変更の承認が複数ある場合は最も遅い日とします。）」と読み替えて適用するものとします。

① 運転者限定特約の付帯

② 記名被保険者の変更

(6) 当会社は、保険期間の初日以降、当会社が(3)の承認を行うまでの間に生じた事故（注）による損害または傷害に対しては、前条の規定を適用します。

(注)当会社が(3)の承認を行うまでの間に生じた事故

始期時点限定運転者が契約自動車を運転している間に生じた事故を除きます。

相手への賠償に関わる特約

3-1 対物全損時修理差額費用特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
修理費	損害が生じた地および時において、自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。ただし、自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると当会社が認めた場合には、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
対物事故	普通保険約款賠償責任条項第２条（当会社の支払責任－対物賠償）に定める対物事故をいいます。
対物全損時修理差額費用	次の①から②を差し引いた費用のうち、当会社が事前に承認したものをいいます。ただし、被害自動車の修理が実際に行われた場合に発生する費用にかぎります。 ① 対物事故による被害自動車の修理費から修理に伴って生じた残存物の額を差し引いた額 ② 被害自動車の価額（当会社が認定する、損害が生じた地および時における被害自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。）
被害自動車	対物事故により被害を受けた自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

当会社は、対物事故により被保険者（普通保険約款賠償責任条項第３条（被保険者－対人・対物賠償共通）に定める者をいいます。以下同様とします。）が法律上の損害賠償責任を負担すべき場合は、その対物事故に伴い被保険者が対物全損時修理差額費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、対物全損時修理差額費用保険金を被保険者に支払います。ただし、普通保険約款賠償責任条項第９条（保険金を支払わない場合－その１　対人・対物賠償共通）もしくは同条項第11条（保険金を支払わない場合－その３　対物賠償）、普通保険約款一般条項または付帯された他の特約の規定により、対物事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われない場合を除きます。

第３条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被害自動車ごとに個別に適用します。

第４条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款賠償責任条項および一般条項の規定による場合のほか、次の①または②のいずれかに該当する事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が被害自動車の修理費の認定に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された修理費を負担することによって被る損害

② 被害自動車の修理費のうち、次のア．またはイ．のいずれかに該当する部分品の修理を負担することによって被る損害

ア．法令により禁止されている改造をおこなった部分品

イ．法令により自動車に定着、固定または装備することを禁止されている部分品

第５条（対物全損時修理差額費用保険金）

(1) 当会社は、対物全損時修理差額費用のうち被保険者が負担した額を対物全損時修理差額費用保険金として支払います。ただし、対物全損時修理差額費用に当会社が認める被保険者の対物事故に係る責任割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

(2) 被害自動車の車両保険等（注）によって保険金または共済金（以下「保険金等」といいます。）が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当会社は、対物全損時修理差額費用からその超過額（以下この(2)において、「超過額」といいます。）を差し引いた額を対物全損時修理差額費用とみなして、(1)の規定を適用します。この場合において、既に超過額に対して対物全損時修理差額費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 被害自動車の車両保険等（注）によって被害自動車の修理費に対して支払われる保険金等の額。ただし、被害自動車の修理費のうち、被害自動車の所有者以外の第三者が負担すべき金額で被害自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金等の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金等の額とします。

② 被害自動車の価額

(注)被害自動車の車両保険等

偶然な事故によって被害自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。

第６条（重複契約の取扱い）

(1) 他の保険契約等（注）がある場合において、次の②の額が損害額を

超えるときは、当会社は、次の算式により支払保険金の額を決定します。ただし、他の保険契約等（注）によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われる場合は、当会社は、損害額が他の保険契約等（注）によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{① 他の保険契約等（注）がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額}}{\text{② それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、(1)の①の額を保険金の額として、他の保険契約等（注）に優先して保険金を支払います。

(注)他の保険契約等

第２条（この特約による支払責任）と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第７条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が実際に対物全損時修理差額費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）(2)に定める書類のほか、被保険者が実際に支出した被害自動車の修理費の明細書および当会社が求めた書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

(3) (2)の明細書、書類もしくは証拠に故意に事実と異なることを記載した場合もしくは事実を記載しなかった場合、その明細書、書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合、または(2)の義務に違反した場合は、当会社は、対物全損時修理差額費用保険金を支払いません。

第８条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約

4-1 人身交通乗用具危険特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項が適用されている場合に適用されます。ただし、この保険契約に人身契約自動車搭乗中のみ特約が付帯されている場合を除きます。

第２条（この特約による支払責任）

(1) 当会社は、この特約により、次の①または②のいずれかに該当する事故（日本国内で発生した事故にかぎります。）について、普通保険約款人身傷害補償条項第１条（当会社の支払責任）(1)に規定する人身傷害事故（以下「人身傷害事故」といいます。）として、この保険契約の条件に従い、同条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。

① 交通乗用具の運行に起因する事故

② 交通乗用具の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または交通乗用具の落下。ただし、被保険者（普通保険約款人身傷害補償条項第２条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。以下同様とします。）がその交通乗用具に搭乗中である場合にかぎります。

(2) 当会社は、この特約により、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が人身傷害事故によって死亡したものと推定します。

(3) (2)の場合、当会社に対する保険金請求権は、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第３条（交通乗用具の定義）

この特約において、交通乗用具とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

分　類	交　通　乗　用　具
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト
	注　ジェットコースター、メリーゴーランド等遊園地等でもっぱら遊技施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎります。）
	注　遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン）
	注　ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート、水上オートバイおよびボートを含みます。）
	注　幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道
	注　立体駐車場のリフト等もっぱら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第４条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する間に生じた人身傷害事故によって傷害を被った場合は、保険金を支払いま

せん。

① 被保険者が交通乗用具に競技、曲技（注１）もしくは試験のために搭乗している間、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗している間（注２）

② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

③ 被保険者が、航空法第２条に定める航空運送事業を営む者が路線を定めて運行する航空機（注３）以外の航空機に搭乗している間

④ 被保険者が次のア．からエ．までのいずれかに該当する航空機に搭乗している間

ア．グライダー

イ．飛行船

ウ．超軽量動力機

エ．ジャイロプレーン

(2) 当会社は、被保険者が職務として次の①または②のいずれかに該当する作業に従事中にその作業に直接起因する人身傷害事故によって傷害を被った場合は、保険金を支払いません。

① 交通乗用具への荷物、貨物等（以下「荷物等」といいます。）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

（注１）競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注２）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗している間

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

（注３）路線を定めて運行する航空機

定期便であると不定期便であるとを問いません。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第15条（事故発生時の義務－対人事故通知および人身傷害事故の特則）(2)の⑤の規定中「自動車」とあるのを「交通乗用具」と読み替えるものとします。

4-2 人身犯罪被害事故特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項が適用されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

(1) 当会社は、この特約により、人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為（以下「犯罪加害行為」といいます。）により、その直接の結果として被保険者（普通保険約款人身傷害補償条項第２条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。以下同様とします。）の生命または身体が害される事故（日本国内で発生した事故にかぎります。）を、同条項第１条（当会社の支払責任）(1)に規定する人身傷害事故（以下「人身傷害事故」といいます。）とみなして、この保険契約の条件に従い、同条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。

(2) (1)に定める犯罪加害行為は、保険契約者または被保険者がその事実

を警察官に届け出たものにかぎります。

第３条（保険金を支払わない場合）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項および一般条項に定める場合のほか、被保険者に対する法令または正当な業務による行為によって損害が生じた場合は、保険金を支払いません。

(2)　当会社は、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合には、保険金を支払いません。

①　事故を教唆または幇助する行為

②　事故を容認する行為

③　過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等事故を誘発する行為

④　事故に関連する著しく不正な行為

(3)　当会社は、保険金を受け取るべき者が(2)の①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合には、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(4)　当会社は、前条の犯罪加害行為を実行した者が、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

①　被保険者の配偶者

②　被保険者の直系血族

③　被保険者の３親等以内の親族

④　被保険者の同居の親族

第４条（人身交通乗用具危険特約との競合）

この保険契約において、人身交通乗用具危険特約により、第２条（この特約による支払責任）に規定する犯罪加害行為による事故に対して保険金が支払われる場合には、当会社は、この特約を適用しません。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

4-3　人身家族おもいやり特約
［正式名称］人身家族支援保険金特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、普通保険約款人身傷害補償条項第２条（被保険者）に定める被保険者をいいます。

第３条（介護支援保険金）

当会社は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合には、普通保険約款人身傷害補償条項第８条（支払保険金の計算）の規定により支払われる保険金のほか、普通保険約款＜別紙＞人身傷害補償条項損害額算定基準「第２　後遺障害による損害　３．将来の介護料」の規定に従い算出された額（以下「将来の介護料」といいます。）を介護支援保険金として被保険者に支払います。

①　被保険者が同条項および普通保険約款一般条項（付帯された他の特約を含みます。以下同様とします。）の規定により保険金の支払いの対象となる事故（以下「人身傷害事故」といいます。）により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被ること。

②　将来の介護料が普通保険約款人身傷害補償条項第６条（損害額の

決定）の規定により決定される損害の額に含まれること。

第４条（子育て支援保険金）

(1)　当会社は、被保険者が人身傷害事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、次の①または②のいずれかに該当する場合で、被扶養者がいるときは、被扶養者１名につき、人身傷害事故が発生した時の被扶養者の年齢にもとづく別表に定める金額を子育て支援保険金として被保険者（被保険者が死亡した場合は被扶養者とします。）に支払います。

①　死亡した場合

②　普通保険約款別表Ⅰ（以下「別表Ⅰ」といいます。）に従い決定した後遺障害の等級が第１級もしくは第２級である後遺障害(注１）または別表Ⅰの第３級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害（注１）が生じた場合

(2)　(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の①または②のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①　被扶養者の故意または極めて重大な過失（注２）によって生じた損害

②　被扶養者が次のア．からウ．までのいずれかの状態で自動車を運転している場合に生じた損害

ア．法令に定められた運転資格を持たない状態

イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

(3)　(1)および(2)の規定は、それぞれの被扶養者ごとに個別に適用します。

(4)　この特約において、被扶養者とは、被保険者の親族のうち、人身傷害事故が発生した時において、主として被保険者の収入により生計を維持していた19歳未満の者をいいます。

（注１）後遺障害

普通保険約款人身傷害補償条項に定める後遺障害をいいます。

（注２）極めて重大な過失

事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）を伴うものをいいます。

第５条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第６条（代　位）

普通保険約款一般条項第23条（代位）の規定にかかわらず、当会社がこの特約に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその損害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第７条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

＜別表＞　年齢別子育て支援保険金金額表

被扶養者の年齢	子育て支援保険金の額
６歳以下の場合	650万円
７歳～９歳の場合	550万円
10歳～12歳の場合	450万円
13歳～15歳の場合	350万円
16歳～18歳の場合	200万円

4-4　人身契約自動車搭乗中のみ特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

当会社は、普通保険約款人身傷害補償条項第２条（被保険者）(1)に定める被保険者については、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の場合にかぎり、同条項および付帯された他の特約を適用します。

(注)室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

4-5　搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
医療保険金	治療給付金および入通院給付金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

(1)　当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被った場合は、この特約に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

①　契約自動車の運行に起因する事故

②　契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下

(2)　(1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第３条（被保険者）

(1)　この特約において被保険者とは、契約自動車の正規の乗車装置また

はその装置のある室内（注１）に搭乗中の者をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者

② 業務として契約自動車を受託している次のア．からク．までのいずれかの業を営む者（注２）

ア．自動車修理業
イ．駐車場業
ウ．給油業
エ．洗車業
オ．自動車販売業
カ．陸送業
キ．運転代行業
ク．上記ア．からキ．まで以外の、自動車を取り扱う業

（注１）室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注２）次のア．からク．までのいずれかの業を営む者
これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第４条（保険金を支払わない場合－その１）

(1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または極めて重大な過失（注１）によって、その本人について生じた傷害

② 被保険者が次のア．からウ．までのいずれかの状態で契約自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害

ア．法令に定められた運転資格を持たない状態
イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態
ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

③ 被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害

(2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失（注１）によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注２）に対しては、保険金を支払いません。

（注１）極めて重大な過失
事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）を伴うものをいいます。

（注２）創傷感染症
丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

第５条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注１）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注２）核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注３）核燃料物質（注２）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第６条（死亡保険金）

(1) 当会社は、被保険者が第２条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、被保険者１名ごとの保険金額の全額を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(2) (1)の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第７条（後遺障害保険金）

(1) 当会社は、被保険者が第２条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害が生じた場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表１の保険金支払割合

(2) (1)の規定にかかわらず、同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合で、次の①の割合が次の②の保険金支払割合に達しないときは、当会社は、保険金額に次の①の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
① それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表１の保険金支払割合の合計の割合
② 普通保険約款別表Ⅰの表２の注７の③に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表１の保険金支払割合

(3) 既に後遺障害のある被保険者が第２条（この特約による支払責任）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式により算出された割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表１の保険金支払割合	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表１の保険金支払割合

(4) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定して、後遺障害保険金を支払

います。

(5)　この特約において、後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

第８条（重度後遺障害保険金）

(1)　当会社は、被保険者が第２条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合は、後遺障害保険金の額の60％に相当する額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。ただし、600万円を限度とします。

①　事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ｉに従い決定した後遺障害の等級が第１級もしくは第２級である後遺障害または同表第３級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じること。

②　介護を必要とすると認められること。

(2)　被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度および介護の要否を決定して、重度後遺障害保険金を支払います。

第９条（医療保険金）

(1)　当会社は、被保険者が第２条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を要した場合は、次の①および②に定める金額を医療保険金として被保険者に支払います。

支　払　事　由		医療保険金の額
①　治療給付金	医師の治療を要した場合	１回の事故につき１万円
②　入通院給付金	医師の治療のために病院または診療所に入院または通院した治療日数の合計が５日以上となった場合（注）	傷害を被った部位およびその症状に応じ、別表２に定める金額

(2)　別表２の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなして、入通院給付金を支払います。

(3)　同一事故により被った傷害の部位および症状が、別表２の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払われるべき保険金のうち、最も高い金額を入通院給付金として支払います。

(4)　被保険者が入通院給付金の支払を受けられる傷害を被り、(1)の②の治療日数の合計が５日以上となる前に、さらに入通院給付金の支払を受けられる傷害を被った場合、当会社は、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき保険金の額のうち、高い方の額を入通院給付金として支払います。

(注)入院または通院した治療日数の合計が５日以上となった場合
５日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合にかぎります。なお、治療日数には医師による往診を含みます。

第10条（支払保険金の競合）

当会社は、死亡保険金を支払う場合において、１回の事故につき、同一被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金があるときは、保険金額から既に支払った後遺障害保険金および重度

後遺障害保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

第11条（既に存在していた身体の障害または疾病の影響等）

(1)　次の①または②のいずれかの影響により第２条（この特約による支払責任）の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。ただし、第９条（医療保険金）(4)に該当する場合については、この規定は適用しません。

①　被保険者が第２条の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病の影響

②　被保険者が第２条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

(2)　正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第２条（この特約による支払責任）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（当会社の責任限度額等）

(1)　１回の事故につき、被保険者１名に対し当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第６条（死亡保険金）、第７条（後遺障害保険金）、第10条（支払保険金の競合）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

(2)　当会社は、(1)に定める後遺障害保険金と第８条（重度後遺障害保険金）および前条の規定による重度後遺障害保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害保険金を支払います。

(3)　当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名に対し第９条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第13条（保険金の請求）

(1)　当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区　　分	保険金請求権発生の時
①　死亡保険金	被保険者が死亡した時
②　後遺障害保険金および重度後遺障害保険金	次のア．またはイ．のいずれか早い時 ア．被保険者に後遺障害が生じた時 イ．事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
③　医療保険金	次のア．またはイ．のいずれか早い時 ア．事故発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が５日となった時 イ．治療が終了した時

(2)　保険金の支払を請求する場合は、(1)に定める保険金請求権発生の時の翌日から起算して60日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の①から④までの書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

①　保険金の請求書

②　傷害の程度を証明する書類

③　公の機関が発行する交通事故証明書

④　その他当会社が特に必要と認める書類または証拠

第14条（代　位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第15条（時　効）

保険金請求権は、次の①または②のいずれかの時の翌日から起算して２年を経過した場合は、時効によって消滅します。

① 第13条（保険金の請求）(2)に定める手続が行われなかった場合には、同条(1)に定める時

② 第13条(2)に定める手続が行われた場合には、当会社が同条(2)の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第１条（保険責任の始期および終期）(2)中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」ならびに同条項第17条（当会社の指定する医師による診断）(1)中「人身傷害」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

＜別表１＞　後遺障害保険金支払割合表

等　　級	保険金支払割合	等　　級	保険金支払割合
第１級	100％	第８級	34％
第２級	89％	第９級	26％
第３級	78％	第10級	20％
第４級	69％	第11級	15％
第５級	59％	第12級	10％
第６級	50％	第13級	７％
第７級	42％	第14級	４％

＜別表２＞　入通院給付金支払額基準

部位／症状	頭部	眼および歯牙を除く顔面部	眼	歯牙	頸部	胸部または腹部	背部、腰部または臀部	上肢	手指をのぞく	手指	下肢	足指をのぞく	足指	全身（注）
打撲、擦過傷、挫傷または捻挫	5万円	5万円	－	－	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
挫創または挫滅創	15万円	5万円	－	－	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	35万円	
筋の損傷もしくは断裂または腱の損傷もしくは断裂	－	－	－	－	15万円	15万円	15万円	30万円	30万円	30万円	10万円	－		

骨折または脱臼	60万円	25万円	－	－	80万円	30万円	60万円	30万円	10万円	45万円	15万円	－
欠損または切断	－	15万円	－	5万円	－	－	－	40万円	20万円	55万円	30万円	－
頭蓋内の内出血もしくは血腫（皮下をのぞく）または眼球の内出血もしくは血腫（皮下をのぞく）	75万円	－	20万円	－	－	－	－	－	－	－	－	－
神経の損傷または断裂	95万円	25万円	50万円	－	100万円	－	70万円	30万円	30万円	30万円	10万円	－
臓器の損傷もしくは破裂または眼球の損傷もしくは破裂	－	－	50万円	－	－	85万円	－	－	－	－	－	－
熱傷	5万円	5万円	－	－	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	35万円
その他	10万円	5万円	5万円	5万円	10万円	10万円	10万円	10万円	5万円	10万円	5万円	15万円

（注）全身

次の①から⑥までの部位のうち３部位以上にわたるものをいいます。

① 頭部
② 顔面部
③ 頸部
④ 胸部、腹部、背部、腰部および臀部
⑤ 上肢
⑥ 下肢

4-6 部位・症状別定額払医療保険金倍額特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による医療保険金の特則）

当会社は、この特約により、搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）第９条（医療保険金）(1)の医療保険金の額は、同条(1)に規定する支払保険金の合計額に２を乗じた額とします。

4-7 地震・噴火・津波搭乗者傷害特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

当会社は、この特約により、搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）第５条（保険金を支払わない場合－その２）②および⑤の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

4-8 無保険車傷害特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
相手自動車	契約自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。）であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）および日本国外にある自動車を除きます。
後遺障害	身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、普通保険約款別表Ｉの定めによる後遺障害に該当するものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の無保険車傷害保険等	契約自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第２条（この特約による支払責任）(1)と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次の①または②に該当する者をいいます。 ① 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。） ② 被保険者の父母、配偶者または子

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

(1) 当会社は、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じること（以下「無保険車事故」といいます。）によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（この損害の額は第９条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。以下同様とします。）に対して、賠償義務者がある場合にかぎり、この特約

に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の規定は、それぞれの被保険者につき、次の①または②のいずれかに該当する場合にかぎり適用されます。この場合、当会社は、(1)の規定が適用される被保険者については、普通保険約款人身傷害補償条項（付帯された他の特約を含みます。以下同様とします。）による保険金を支払わず、既に支払っていたときはその額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。

① この特約が適用されている保険契約の普通保険約款人身傷害補償条項による保険金が支払われない場合

② 同条項により支払われるべき保険金の額（普通保険約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）(1)の規定が適用される場合には、同条(1)の①に定める額とします。）が、この特約により支払われるべき保険金の額を下回る場合

(3) 当会社は、１回の無保険車事故による(1)の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

① 自賠責保険等によって支払われる金額（自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。）

② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（対人賠償保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。以下同様とします。）

③ 他の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（他の無保険車傷害保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。以下同様とします。）

第３条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、次の①から⑤までのいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ ①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者

(2) (1)の規定にかかわらず、契約自動車および契約自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含みません。

(注)室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第４条（無保険自動車の定義）

(1) この特約において、「無保険自動車」とは、相手自動車で、次の①から③までのいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいいます。

① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合

② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上

の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合

③　その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合

(2)　相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。

(3)　(1)および(2)の規定にかかわらず、相手自動車が２台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（注）が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときにかぎり、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。

（注）保険金額または共済金額の合計額

(1)の①および②ならびに(2)に該当する相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。

第５条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第６条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）

②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③　台風、洪水または高潮

④　核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥　①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注１）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注２）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注３）核燃料物質（注２）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第７条（保険金を支払わない場合－その２）

(1)　当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者の故意によって生じた損害

②　被保険者が次のア．からウ．までのいずれかの状態で自動車を運転している場合に生じた損害

ア．法令に定められた運転資格を持たない状態

イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

③　被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害

④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

(2)　損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第８条（保険金を支払わない場合－その３）

(1)　当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合は、この規定は適用しません。

①　被保険者の父母、配偶者または子

②　被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。以下この(1)において、同様とします。）に従事している場合にかぎります。

③　被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合にかぎります。

(2)　当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が２台以上ある場合で、これらの者または(1)の②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときは、この規定は適用しません。

(3)　契約自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（注１）には、当会社は、保険金を支払いません。

(4)　当会社は、次の①から⑧までのいずれかの業を営む者（注２）が契約自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　自動車修理業

②　駐車場業

③　給油業

④　洗車業

⑤　自動車販売業

⑥　陸送業

⑦　運転代行業

⑧　①から⑦まで以外の、自動車を取り扱う業

(5)　当会社は、被保険者が契約自動車以外の自動車に競技、曲技（注３）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中（注４）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注１）保険金または共済金の支払を受けることができる場合

保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

（注２）次の①から⑧までのいずれかの業を営む者

これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注３）競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注４）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第９条（損害額の決定）

(1)　当会社が保険金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被保険者ま

たはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。

(2) (1)の額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとにかかわらず、次の手続によって決定します。

① 当会社と保険金請求権者との間の協議

② ①の協議が成立しない場合は、普通保険約款一般条項第19条（評価人および裁定人）に定める手続または当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解もしくは調停

第10条（費　用）

保険契約者または被保険者が支出した次の①および②の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

区　　分	費　用　の　内　容
① 損害防止軽減費用	普通保険約款一般条項第14条（事故発生時の義務）①に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第14条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第11条（支払保険金の計算）

１回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の②、③、⑤、⑥および⑦の合計額または次の②、④、⑥および⑦の合計額のうちいずれか高い額を、次の①の額から差し引いた額とします。ただし、次の③または④のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

① 第９条（損害額の決定）の規定により決定される損害の額および前条の費用

② 自賠責保険等によって支払われる金額

③ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第２条（この特約による支払責任）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額

④ 他の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額

⑤ 他の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額

⑥ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。

⑦ 第９条の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

第12条（保険金請求権者の義務）

(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第２条（この特約による支払責任）(1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務

者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の①から④までの事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所および氏名または名称

② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容

④ 保険金請求権者が第２条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

(2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなくて(1)の義務を怠った場合は、保険金を支払いません。

第13条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第14条（重複契約の取扱い）

第２条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約がある場合は、当会社は、次の算式により支払保険金の額を決定します。

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額	×	他の保険契約または共済契約がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額	／
		それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額	

第15条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金請求権者（注１）が保険金の支払を請求する場合は、(1)に定める保険金請求権発生の時の翌日から起算して60日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の①から④までの書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

① 保険金の請求書

② 損害の額または傷害の程度を証明する書類

③ 公の機関が発行する交通事故証明書（注２）

④ その他当会社が特に必要と認める書類または証拠

(3) 保険金請求権者（注１）が(2)の書類に故意に事実と異なることを記載し、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、保険金を支払いません。

(4) 保険金請求権者のうち、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、(2)の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の

承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の戸籍上の配偶者または②以外の３親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（注１）保険金請求権者
代理人を含みます。

（注２）交通事故証明書
人の死傷を伴う事故または契約自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合にかぎり提出するものとします。

第16条（代　位）

保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、当会社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、保険金請求権者の権利を害さない範囲内で、保険金請求権者がその者に対して有する権利を取得します。

第17条（時　効）

保険金請求権は、次の①または②のいずれかの時の翌日から起算して２年を経過した場合は、時効によって消滅します。

① 第15条（保険金の請求）(2)に定める手続が行われなかった場合には、同条(1)に定める時

② 第15条(2)に定める手続が行われた場合には、当会社が同条(2)の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第１条（保険責任の始期および終期）(2)中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」ならびに同条項第17条（当会社の指定する医師による診断）(1)中「人身傷害」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

ご自身の自動車の補償に関わる特約

5-1 車両新価特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険期間の末日が、契約自動車の初度登録（注）年月から37か月以内である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

（注）初度登録
契約自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。

第２条（新車価格相当額）

当会社と保険契約者または被保険者（普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。以下同様とします。）は、次の①および②のとおり新車価格相当額を定めるものとします。

区　　分	新車価格相当額
①　保険契約締結の時における契約自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の自動車がある場合	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載されたその自動車の新車の市場販売価格相当額
②　上記①以外の場合	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された初度登録（注）後１年未満の契約自動車と同等クラスの自動車の価格

（注）初度登録
契約自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。

第３条（新車価格相当額の変更）

(1)　普通保険約款一般条項第６条（契約自動車の入替）(1)の①または②のいずれかの場合に、保険契約者が書面により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときにおいて、保険期間の末日が、同条(1)の①または②に定める新規取得自動車または所有自動車（以下この条において、「新規取得自動車等」といいます。）の初度登録（注）年月から37か月以内にあるときは、前条の規定により保険証券記載の新車価格相当額を新規取得自動車等の新車価格相当額に変更するものとします。

(2)　(1)の場合において、保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録（注）年月から37か月を超えるときは、当会社は、新規取得自動車等に対しては、この特約を適用しません。

(3)　当会社は、(1)および(2)の場合には、普通保険約款一般条項（付帯された他の特約を含みます。）の規定に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

(4)　当会社は、(3)の追加保険料を、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知･通知事項等の承認等の場合）(1)の③の追加保険料とみなします。この場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠ったときの取扱いについては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

（注）初度登録
契約自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。

第４条（新車価格相当額が適正でない場合）

(1)　保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によって、知っている事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第２条（新車価格相当額）に規定する新車価格相当額と異なった新車価格相当額が定められた場合には、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2)　(1)の規定は次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。

①　(1)の告げなかった「事実」または告げた「事実と異なること」がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(1)の告げなかった「事実」または告げた「事実と異なること」を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合

③ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、契約自動車の新車価格相当額を定めるために必要な事項について、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合には、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結時に当会社に告げられていたとしても、当会社が、保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当会社が保険契約締結の後、(1)の告げなかった「事実」または告げた「事実と異なること」を知った時からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合

(3) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

第５条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、この特約により、次の①および②の条件をすべて満たしている場合には、普通保険約款車両条項第９条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次条の規定により取得した自動車の価格とします。ただし、保険証券記載の新車価格相当額を限度とします。

① 当会社が保険金を支払うべき損害が次のア．またはイ．のいずれかとなる場合であること。

ア．全損（注１）となる場合

イ．上記ア．以外で修理費（注２）が新車価格相当額の50％に相当する額以上となる場合（契約自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合にかぎります。）

② 次条に定める再取得義務が履行されること。

(2) (1)の規定において、再取得した自動車の価格が協定保険価額（注３）を下回るときは、当会社は、協定保険価額を保険金として支払います。

(3) 当会社は、この特約により、当会社が保険金を支払うべき損害が全損（注１）の場合であって、かつ、契約自動車を修理したときは、(1)、(2)および普通保険約款車両条項第９条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、同条項第６条（損害額の決定）②に定める額を保険金として支払います。ただし、新車価格相当額を限度とします。

(4) 当会社が保険金を支払うべき損害が契約自動車について盗難によって生じた損害である場合は、(1)から(3)までの規定を適用しません。

(5) (1)から(3)までの規定に従い当会社が保険金を支払うべき場合は、普通保険約款車両条項第９条（支払保険金の計算）(4)中、「(1)から(3)まで」とあるのを「車両新価特約第５条（支払保険金の計算）ならびに(2)および(3)」と読み替えて同条(4)の規定を適用します。

（注１）全損

普通保険約款車両条項第９条（支払保険金の計算）(5)に定める全損をいいます。

（注２）修理費

普通保険約款車両条項第７条（修理費）に定める修理費をいいます。

（注３）協定保険価額

普通保険約款車両条項第２条（協定保険価額）(1)に定める協定保険価額をいいます。

第６条（再取得義務）

被保険者は、前条(1)および同条(2)の規定による保険金を請求する場合は、自動車を再取得（注）し、その再取得（注）を証明する書類または証拠（以下この条において「書類等」といいます。）を当会社に提出しなければなりません。ただし、被保険者がその事故により死亡した場合等、再取得（注）できない理由があり当会社が認めた場合には、被保険者に代わって、被保険者の配偶者または被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が自動車を再取得（注）し、書類等を当会社に提出することができます。なお、これらの再取得（注）および書類等の提出に関しては当会社の認める相当の理由がある場合を除き、事故発生の日の翌日から起算して１年以内に行なうこととします。

(注)再取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

第７条（再取得時諸費用保険金）

(1)　第５条（支払保険金の計算）(1)および同条(2)の規定により当会社が保険金を支払うべき場合は、当会社は、保険証券記載の新車価格相当額の15％に相当する額を再取得時諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、50万円を限度とします。

(2)　当会社は、第５条（支払保険金の計算）に定める保険金と(1)の規定によって支払うべき再取得時諸費用保険金の合計額を支払います。

(3)　再取得時諸費用保険金に関しては、他の保険契約等（注）がある場合は、当会社は、次の算式により再取得時諸費用保険金の額を決定します。ただし、他の保険契約等（注）により優先して再取得時諸費用保険金または共済金が支払われる場合には、当会社は、②の額が他の保険契約等（注）により支払われる再取得時諸費用保険金または共済金の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ再取得時諸費用保険金を支払います。

①	×	②	＝	③
それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき再取得時諸費用保険金または共済金のうち最も高い額		他の保険契約等（注）がないものとして算出した当会社の支払うべき再取得時諸費用保険金の額		それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき再取得時諸費用保険金または共済金の額の合計額

(4)　(3)の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、(3)の②の額を再取得時諸費用保険金の額とし、他の保険契約等（注）に優先して保険金を支払います。

(5)　当会社に対する再取得時諸費用保険金の請求権は、事故発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

(6)　当会社は、この特約により、第５条（支払保険金の計算）(1)から同条(3)までの規定により当会社が保険金を支払うべき場合は、普通保険約款車両条項第12条（臨時費用保険金）に定める臨時費用保険金を支払いません。

(注)他の保険契約等

(1)と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第８条（保険金の請求）

(1)　被保険者が第５条（支払保険金の計算）(1)および同条(2)に定める保

険金の支払を請求する場合は、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）(2)の規定にかかわらず、事故発生の時の翌日から起算して１年以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の①から⑤の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、④の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合には、その提出を省略することができます。

① 保険金の請求書
② 損害の額を証明する書類
③ 第６条（再取得義務）の規定に基づく再取得を証明する書類または証拠
④ 公の機関が発行する交通事故証明書
⑤ その他当会社が特に必要と認める書類または証拠

(2) この保険契約に車対車衝突危険限定特約の適用がある場合には、(1)のただし書の規定にかかわらず、同特約第５条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）に定める書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

第９条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社がこの特約による保険金（注）を支払った場合は、普通保険約款車両条項第14条（被害物についての当会社の権利）(1)の規定にかかわらず、契約自動車について被保険者が持っているすべての権利を取得します。

(2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示してこの特約による保険金（注）を支払ったときは、契約自動車について被保険者が持っている権利は当会社に移転しません。

(注)この特約による保険金
第５条（支払保険金の計算）(3)の保険金を除きます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款車両条項を準用します。

5-2 車両全損修理時特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険期間の初日（注１）の属する月が、契約自動車の初度登録（注２）年月から25か月を超えている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

(注１)保険期間の初日
保険期間の中途でこの特約を付帯する場合は、異動承認書記載の異動日とします。

(注２)初度登録
契約自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。

第２条（支払保険金の計算）

(1) 契約自動車に生じた損害が普通保険約款車両条項第９条（支払保険金の計算）(5)に定める全損の場合で、かつ、実際に修理したときは、当会社は、この特約により、同条(1)の規定にかかわらず、同条項第６条（損害額の決定）②に定める損害の額を保険金として支払います。ただし、保険証券記載の保険金額に50万円を加えた額を限度とします。

(2) (1)の適用にあたって、普通保険約款車両条項第６条（損害額の決定）の損害の額および同条項第８条（費用）①から⑥までの費用のうち、被保険者のために第三者から既に回収されたもの（以下「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担

額（注）を超過するときは、当会社は同条項第９条（支払保険金の計算）(4)の規定にかかわらず、(1)、同条項第９条(2)および同条(3)に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(3)　当会社は、この特約により保険金を支払うべき場合は、普通保険約款車両条項第12条（臨時費用保険金）に定める臨時費用保険金を支払いません。

(注)自己負担額

損害額および普通保険約款車両条項第８条（費用）①から⑥までの費用のうち実際に発生した額の合計額から(1)、同条項第９条（支払保険金の計算）(2)および同条(3)に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第３条（被害物についての当会社の権利）

当会社がこの特約により保険金を支払った場合は、契約自動車について被保険者が持っている権利は当会社に移転しません。

第４条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

5-3 車対車自己負担なし特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
相手自動車	所有者が契約自動車の所有者と異なる自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。
所有者	次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ①　自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②　自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③　①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、車両保険契約における保険証券記載の免責金額が５万円である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（車両免責金額の取扱い－免責金額５万円の不適用）

契約自動車と相手自動車との衝突または接触によって契約自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項またはこれに付帯された他の特約の規定により差し引かれるべき免責金額が５万円である場合は、当会社は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、契約自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等（注）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合にかぎります。

(注)登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第３条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保

険約款一般条項第20条（保険金の請求）(2)のただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の①から③までの書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称の記載のあるもの

② 契約自動車の損傷部位の写真

③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

5-4 地震・噴火・津波車両損害特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第３条（保険金を支払わない場合－その１）③および⑥の規定にかかわらず、契約自動車について次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

5-5 車対車衝突危険限定特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
相手自動車	その所有者が契約自動車の所有者と異なる自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。
所有者	次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（当会社の支払責任）(1)の規定にかかわらず、契約自動車と相手自動車との衝突または接触によって契約自動車に生じた損害に対してのみ、同条項および普通保険約款一般条項（付帯された他の特約を含みます。以下同様とします。）に従い、保険金を支払います。ただし、契約自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等（注）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合にかぎります。

(注)登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約においては、普通保険約款車両条項および一般条項の規定による場合のほか、契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条　（費　用）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款車両条項第８条（費用）の規定にかかわらず、同条⑥に規定する費用は、同条項第９条（支払保険金の計算）に定める費用に含めません。

第５条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）(2)のただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の①から③までの書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名の記載のあるもの
② 契約自動車の損傷部位の写真
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第６条（車両危険限定特約（A）が適用されている場合の特則）

この保険契約に車両危険限定特約（A）が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

5-6 車両危険限定特約（A）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（当会社の支払責任）(1)の規定にかかわらず、契約自動車に生じた次の①から⑧までのいずれかに該当する損害にかぎり、普通保険約款車両条項および一般条項（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。

① 契約自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって契約自動車が被爆した場合の損害
② 盗難によって生じた損害
③ 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
④ 台風、たつ巻、洪水または高潮によって生じた損害
⑤ 落書、いたずら等の契約自動車に対する直接の人為的行為（注）によって生じた損害。ただし、契約自動車の運行によって生じた損害でないことおよび契約自動車と他の自動車（原動機付自転車を含みます。）との衝突または接触によって生じた損害でないことが明らかであるものにかぎります。
⑥ 窓ガラス破損の損害。ただし、そのガラス代金にかぎります。
⑦ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
⑧ ①から⑦までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、

契約自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または契約自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。
(注)人為的行為
普通保険約款車両条項の被保険者による行為を除きます。

5-7 契約自動車の盗難事故対象外特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項または車両積載動産特約の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

(1) 当会社は、この特約により、当会社の支払うべき損害が契約自動車の盗難によって生じた損害（注）である場合には、保険金を支払いません。
(2) この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合には、契約自動車の盗難に起因して他人の生命もしくは身体を害することまたは他人の財物を滅失、破損もしくは汚損することにより、同条項第３条（被保険者－対人・対物賠償共通）に定める被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、当会社は、(1)の規定を適用しません。
(注)盗難によって生じた損害
発見されるまでの間に生じた損害を含みます。

5-8 車両保険の適用範囲に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、契約自動車がタンク車またはふん尿車等ホースを付属する自動車である場合に適用されます。

第２条（ホース損害の補償対象外）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、契約自動車に付属するホースは、契約自動車に含めません。

5-9 事故時代車費用特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（当会社の支払責任）(1)の①または②のいずれかの事由によって契約自動車に損害が生じたことに伴い、被保険者（契約自動車の所有者をいいます。以下同様とします。）が契約自動車の代替交通手段として、レンタカー（注）を代車として利用する費用（以下「代車費用」といいます。以下同様とします。）を負担したことによって被った損害に対して、この特約に従い、次条に定める金額を代車費用保険金として被保険者に支払います。ただし、普通保険約款車両条項第３条（保険金を支払わない場合－その１）、同条項第４条（保険金を支払わない場合－その２）もしくは同条項第５条（保険金を支払わない場合－その３）、普通保

険約款一般条項または付帯された他の特約の規定により、契約自動車に生じた損害に対して保険金が支払われない場合を除きます。

(2) 契約自動車が盗難にあった場合は、保険契約者または被保険者が盗難の事実を警察官に届け出たときにかぎり、(1)の規定を適用します。

(3) (1)の所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 契約自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

(4) (1)の規定にかかわらず、被保険者が正当な理由によりレンタカー（注）以外の自動車を代車として利用した場合には、被保険者が負担した費用のうち、その代車の取得代金、点検・整備料等を勘案した実費相当額として当会社が認めた費用を代車費用とします。ただし、その代車の利用について被保険者が事前に当会社に通知し、当会社が承認した場合にかぎります。

(5) (1)の規定にかかわらず、契約自動車が自力で走行できる場合で、被保険者がその損傷を修理しないときは、当会社は、代車費用保険金を支払いません。

(注)レンタカー

道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸し渡すことの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第3条（支払保険金の計算）

1回の事故につき当会社の支払う代車費用保険金の額は、次の算式により算出された額とします。

前条に定める代車費用の1日あたりの額。ただし、保険証券記載の支払限度日額を限度とします。	×	実際に代車を使用した日数。ただし、次条に定める期間を限度とします。

第4条（代車費用保険金の支払対象期間）

(1) 前条の場合において、代車費用保険金の対象となる費用は、事故日から次の①から③までのいずれか早い日までの期間に被保険者が利用した代車にかかる費用にかぎります。

① 事故日からその日を含めて保険証券記載の日数後の日

② 契約自動車の代替自動車を新たに取得した日

③ 契約自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者または契約自動車の自動車検査証（以下「車検証」といいます。）の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日。ただし、保険契約者、被保険者または車検証の使用者欄に記載された者の責に帰すべき事由によりこれらの者の手元に契約自動車の戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、事故日の翌日以降に修理工場等に入庫した場合であって、保険契約者または被保険者がその旨を当会社に通知し、当会社が承認したときは、修理工場等に入庫した日を事故日とみなして(1)の規定を適用します。

(3) 契約自動車が盗難にあった場合は、盗難の事実を警察官に届け出た日を事故日とみなして(1)および(2)の規定を適用します。この場合において、契約自動車が発見されて、修理の必要がないときは、(1)の③中「修理完了後」とあるのを、「発見された後」と読み替えるものとします。

第５条（重複契約の取扱い）

(1)　他の保険契約等（注）がある場合において、次の②の額が損害額を超えるときは、当会社は、次の算式により代車費用保険金の額を決定します。ただし、被保険者が被った損害に対して他の保険契約等（注）により優先して保険金または共済金が支払われる場合には、当会社は、損害額が他の保険契約等（注）によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ代車費用保険金を支払います。

損害額　×　①　他の保険契約等（注）がないものとして算出した当会社の支払うべき代車費用保険金の額 ／ ②　それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき代車費用保険金または共済金の額の合計額

(2)　(1)の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、(1)の①の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等（注）に優先して保険金を支払います。

(注)他の保険契約等

第２条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第６条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

5-10 宿泊・移動費用特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

(1)　当会社は、この特約により、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合には、被保険者が(2)に定める宿泊・移動費用を負担することによって被る損害に対し、宿泊・移動費用保険金を支払います。

①　普通保険約款車両条項および一般条項（付帯された他の特約を含みます。）の規定により保険金支払対象となる事故が発生していること。

②　契約自動車が走行不能（注）となった場合で、走行不能（注）となった地から普通保険約款車両条項第８条（費用）④のア．またはイ．に定める場所までレッカー車等で運搬されたこと。

(2)　この特約において、宿泊・移動費用とは、次の①および②の費用をいいます。

区　　分	費　用　の　内　容
①　宿泊費用	被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、走行不能（注）となった地のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するときに要する１泊分の客室料（飲食費用を含みません。）

②　移動費用	被保険者が走行不能（注）となった地から、出発地、居住地および当面の目的地に合理的な経路および方法で移動するために要する費用。ただし、ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合はその超過した額を含みません。

(3)　(2)の②の移動先が複数となる場合には、当会社は、移動の目的および経路等について当会社が合理的であると認めたときにかぎり、それらの移動先まで移動するために要する費用を移動費用として取り扱います。

(4)　当会社は、被保険者が(2)の①の宿泊費用を負担することによって被る損害に対し、宿泊費用保険金を支払います。ただし、１回の事故につき、被保険者１名に対し１万円を限度とします。

(5)　当会社は、被保険者が(2)の②の移動費用を負担することによって被る損害に対し、移動費用保険金を支払います。ただし、１回の事故につき、被保険者１名に対し２万円を限度とします。

(注)走行不能

自力で走行できない状態をいいます。

第３条（被保険者）

(1)　この特約において被保険者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

①　契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者（注２）

②　契約自動車の所有者

③　記名被保険者

(2)　(1)の所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。以下同様とします。

①　契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

②　契約自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③　①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

(注１)室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注２)搭乗中の者

一時的に契約自動車から離れている者を含み、契約自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗していた者および極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

第４条（保険金を支払わない場合）

(1)　当会社は、被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意によって、その被保険者に生じた損害に対しては、宿泊・移動費用保険金を支払いません。

(2)　被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が次の①から③までのいずれかの状態で契約自動車を運転している場合に生じた損害により、その被保険者が宿泊･移動費用を負担することによって被る損害に対しては、宿泊・移動費用保険金を支払いません。

①　法令に定められた運転資格を持たない状態

② 道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態
③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

第５条（重複契約の取扱い）

(1) 宿泊・移動費用保険金に関して、他の保険契約等（注）がある場合において、次の②の額が損害額を超えるときは、当会社は、宿泊費用および移動費用のそれぞれ各別に、次の算式により保険金の額を決定します。ただし、被保険者が被った損害に対して他の保険契約等（注）により優先して保険金または共済金が支払われる場合には、当会社は、損害額が他の保険契約等（注）によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{① 他の保険契約等（注）がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額}}{\text{② それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、(1)の①の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等（注）に優先して保険金を支払います。
(注)他の保険契約等
第２条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第６条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が宿泊・移動費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第７条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

その他の補償などに関わる特約

6-1 車両無過失事故に関する特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
相手自動車	所有者が契約自動車の所有者と異なる自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。
所有者	次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合に適用されます。

第２条（無過失事故の取扱いの特則）

(1)　当会社は、この特約により、契約自動車と相手自動車との接触または衝突（以下「車対車事故」といいます。）によって契約自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項および一般条項（付帯された他の特約を含みます。）の規定により保険金（以下この(1)において、「車両保険金」といいます。）を支払う場合で、次の①および②に定める条件をいずれも満たしているときは、この保険契約に適用する普通保険約款車両条項の免責金額および当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級の決定において、その車対車事故に関して車両保険金を支払わなかったものとして取り扱います。

①　車対車事故の発生に関して契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定すること（注１）。

②　車対車事故の相手自動車の登録番号等（注２）および車対車事故の発生の時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できること。

(2)　当会社は、この特約により、この保険契約に車両積載動産特約が適用されており、車対車事故によって同特約に定める車両積載動産に生じた損害に対して保険金（以下この(2)において、「車両積載動産損害保険金」といいます。）を支払う場合で、(1)の①および②に定める条件をいずれも満たしているときは、当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級の決定において、その車対車事故に関して車両積載動産損害保険金を支払わなかったものとして取り扱います。

（注１）過失がなかったことが確定すること
過失がなかったと当会社が認めた場合を含みます。

（注２）登録番号等
登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第３条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

6-2　等級プロテクト特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（ノンフリート等級のすえおき）

(1)　当会社は、この特約により、保険期間中最初に発生した保険事故（注１）にかぎり、当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級を決定するうえで等級すえおき事故として取り扱います。

(2)　(1)の規定にかかわらず、保険事故（注１）が当会社の定める等級すえおき事故（注２）またはノーカウント事故（注３）の場合は、保険期間中最初に発生した保険事故（注１）とはしません。

（注１）保険事故
この保険契約の普通保険約款および付帯された他の特約に従い保険金を支払う事故をいいます。

（注２）等級すえおき事故
本特約により、等級すえおき事故とみなした場合を除きます。

（注３）等級すえおき事故（注２）またはノーカウント事故

これらの事故の組み合わせによる場合も含みます。

6-3 他車運転特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
自家用８車種	用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）である自動車をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合に適用されます。

第２条（他の自動車の定義）

(1)　この特約において、他の自動車とは、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注１）以外の自動車であって、その用途および車種が自家用８車種であるものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車を除きます。

(2)　(1)の適用において、次条(1)の⑤に定める者が自ら運転者として運転中（注２）の他の自動車については、契約自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車（契約自動車の所有者または記名被保険者の使用人が所有する自動車（注１）を除きます。）にかぎります。

（注１）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（注２）運転中

駐車または停車中を除きます。

第３条（この特約による支払責任－賠償責任）

(1)　当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中（注）の他の自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者にかぎります。

①　記名被保険者
②　記名被保険者の配偶者
③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤　記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人

(2)　当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第１条（当会社の支払責任－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた１回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（注）運転中
駐車または停車中を除きます。

第４条（車両損害についての特則）

(1)　当会社は、普通保険約款賠償責任条項第11条（保険金を支払わない場合－その３　対物賠償）の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合は、他の自動車について被保険者（注１）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、この場合における損害賠償責任は、他の自動車に直接生じた損害に対する損害賠償責任にかぎります。
①　この特約を適用する保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。
②　被保険者（注１）が自ら運転者として運転中（注２）の他の自動車を契約自動車とみなして普通保険約款車両条項および一般条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用した場合に当会社が保険金を支払うべき損害がその運転中（注２）の他の自動車に生じていること。

(2)　(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者（注１）が次の①から③までのいずれかの状態で他の自動車を運転している場合にその運転中（注２）の他の自動車に生じた損害に対して被保険者（注１）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
①　法令に定められた運転資格を持たない状態
②　道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態
③　麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

（注１）被保険者
前条(1)のただし書に定める被保険者をいいます。
（注２）運転中
駐車または停車中を除きます。

第５条（重複契約の取扱い）

(1)　他の保険契約等（注１）が、他の自動車に適用されている場合は、当会社は、普通保険約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）の規定にかかわらず、損害の額が他の自動車に適用されている他の保険契約等（注１）によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(2)　(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等（注１）がある場合で、被保険者（第３条（この特約による支払責任－賠償責任）(1)のただし書の被保険者をいいます。以下同様とします。）からの請求があり、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、他の保険契約等（注１）に優先して損害に対して保険金を支払います。

(3)　(1)および(2)の規定は、前２条の支払責任（注２）ごとに適用するものとします。

（注１）他の保険契約等
前２条の規定により当会社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約をいいます。
（注２）前２条の支払責任
第３条（この特約による支払責任－賠償責任）において、普通保険約款賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）(2)に定める臨時費用は、これらを個別の支払責任とみなします。

第６条（保険金を支払わない場合）

(1)　当会社は、普通保険約款賠償責任条項および一般条項の規定による

場合のほか、次の①から⑥までのいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注１）を運転しているとき。

② 被保険者が役員（注２）となっている法人の所有する自動車（注１）を運転しているとき。

③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。

④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。

⑤ 被保険者が競技、曲技（注３）もしくは試験のために他の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転（注４）しているとき。

⑥ 第３条（この特約による支払責任－賠償責任）(1)の④に掲げる者が、自ら所有する自動車（注１）または主として使用する自動車を、自ら運転者として運転しているとき。

(2) 第３条（この特約による支払責任－賠償責任）または第４条（車両損害についての特則）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して、この保険契約に適用されている他の特約等の規定により保険金支払対象となる場合には、当会社は、その損害に対しては、この特約の規定による保険金を支払いません。

(3) (2)の規定は、第３条（この特約による支払責任－賠償責任）および第４条（車両損害についての特則）の支払責任ごとに適用するものとします。

（注１）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（注２）役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注４）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための他の自動車の運転を除きます。

第７条（契約自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款一般条項第５条（契約自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

6-4 ファミリーバイク特約（人身）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（被保険者）

この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第３条（被保険者－対人・対物賠償共通）(1)または人身傷害補償条項第２条（被保険者）の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する者を被保険

者とします。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第３条（この特約による支払責任－賠償責任）

(1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項(付帯された他の特約を含みます。)を適用します。
(2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第１条（当会社の支払責任－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた１回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(3) (2)の借用原動機付自転車とは、前条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が主として使用する原動機付自転車を除きます。
(注)所有する原動機付自転車
所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第４条（この特約による支払責任－人身傷害）

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注）の原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。
(注)搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第５条（重複契約等の取扱い）

(1) 前２条の規定により当会社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がその原動機付自転車に適用されている場合は、当会社は、普通保険約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）の規定にかかわらず、損害の額が、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合で、被保険者または保険金請求権者（注１）からの請求があり、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、他の保険契約等に優先して損害に対して保険金を支払います。
(3) 前２条の規定により当会社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して、この保険契約に適用されている他の特約等（以下「他の特約等」といいます。）の規定により保険金支払対象となる場合には、当会社は、その損害に対しては、この特約の規定による保険金を優先して支払い、他の特約等の規定による保険金を支払いません。
(4) (1)から(3)までの規定は、前２条の支払責任（注２）ごとに適用するものとします。
(注１)保険金請求権者
普通保険約款人身傷害補償条項に定める保険金請求権者をい

います。

（注２）支払責任

第３条（この特約による支払責任－賠償責任）において、普通保険約款賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）⑵に定める臨時費用は、これを個別の支払責任とみなします。

第６条（保険金を支払わない場合－その１　賠償責任・人身傷害共通）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害補償条項および一般条項の規定による場合のほか、次の①または②のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が競技、曲技（注１）または試験のために原動機付自転車に搭乗中の事故

② 被保険者が競技、曲技または試験を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（注２）の事故

（注１）競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注２）競技、曲技または試験を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。

第７条（保険金を支払わない場合－その２　賠償責任）

当会社は、第３条（この特約による支払責任－賠償責任）の適用にあたっては、普通保険約款賠償責任条項および一般条項の規定による場合のほか、次の①から④までのいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第２条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第２条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 第２条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

（注）所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第８条（契約自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款一般条項第５条（契約自動車の譲渡）⑵の規定は適用しません。

第９条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および他車運転特約の規定は適用しません。

6-5 ファミリーバイク特約（自損）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（被保険者）

この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第３条（被保険者－対人・対物賠償共通）(1)の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する者を被保険者とします。

① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第３条（この特約による支払責任－賠償責任）

(1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項(付帯された他の特約を含みます。)を適用します。

(2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第１条（当会社の支払責任－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた１回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) この特約において、借用原動機付自転車とは、前条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が主として使用する原動機付自転車を除きます。

(注)所有する原動機付自転車
所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第４条（この特約による支払責任－自損傷害）

(1) 当会社は、被保険者が原動機付自転車の正規の乗車装置に搭乗中（注）に次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第３条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この特約に従い、自損事故傷害保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

① 原動機付自転車の運行に起因する事故
② 原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または原動機付自転車の落下

(2) (1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

(注)搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第５条（重複契約等の取扱い）

(1)　自損事故傷害保険金に関しては、前条の規定により当会社が自損事故傷害保険金を支払うべき傷害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約がある場合は、当会社は、普通保険約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）(4)中、「賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）(2)の臨時費用」および「臨時費用」とあるのを、「自損事故傷害保険金」と読み替えて同条(4)および同条(5)の規定を適用します。

(2)　(1)および普通保険約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）の規定にかかわらず、前２条の規定により当会社が保険金または自損事故傷害保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）が、その原動機付自転車に適用されている場合は、当会社は、損害の額または当会社の支払うべき自損事故傷害保険金の額が、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金または自損事故傷害保険金を支払います。

(3)　(2)の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合で、被保険者からの請求があり、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、他の保険契約等に優先して損害または傷害に対して保険金または自損事故傷害保険金を支払います。

(4)　前２条の規定により当会社が保険金または自損事故傷害保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して、この保険契約に適用されている他の特約等（以下「他の特約等」といいます。）の規定により保険金支払対象となる場合には、当会社は、その損害または傷害に対しては、この特約の規定による保険金または自損事故傷害保険金を優先して支払い、他の特約等の規定による保険金を支払いません。

(5)　(1)から(4)までの規定は、前２条の支払責任（注）ごとに適用するものとします。

(注)前２条の支払責任

第３条（この特約による支払責任－賠償責任）および前条において、普通保険約款賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）(2)に定める臨時費用ならびに前条(1)に定める重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。

第６条（保険金を支払わない場合－その１　賠償責任・自損傷害共通）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および一般条項の規定による場合のほか、次の①または②のいずれかに該当する事故により生じた損害または傷害に対しては、保険金または自損事故傷害保険金を支払いません。

①　被保険者が競技、曲技（注１）または試験のために原動機付自転車に搭乗中の事故

②　被保険者が競技、曲技または試験を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（注２）の事故

(注１)競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注２)競技、曲技または試験を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。

第７条（保険金を支払わない場合－その２　賠償責任）

当会社は、第３条（この特約による支払責任－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および一般条項の規定による場合のほか、次の①から④までのいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において、同様とします。）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第２条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第２条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 第２条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注)所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第８条（保険金を支払わない場合－その３　自損傷害）

(1) 当会社は、第４条（この特約による支払責任－自損傷害）の適用においては、次の①から④までのいずれかに該当する傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

① 被保険者の故意によって、その本人について生じた傷害

② 被保険者が次のア．からウ．までのいずれかの状態で原動機付自転車を運転している場合に、その本人について生じた傷害

ア．法令に定められた運転資格を持たない状態

イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

③ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車に搭乗中に生じた傷害

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害

(2) 傷害が自損事故傷害保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、自損事故傷害保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

(注)創傷感染症

丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

第９条（保険金を支払わない場合－その４　自損傷害）

(1) 当会社は、第４条（この特約による支払責任－自損傷害）の適用においては、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じ

た傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、次の①から⑧までのいずれかの業を営む者（注４）が原動機付自転車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。
① 自動車修理業
② 駐車場業
③ 給油業
④ 洗車業
⑤ 自動車販売業
⑥ 陸送業
⑦ 運転代行業
⑧ ①から⑦まで以外の、自動車を取り扱う業

（注１）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注２）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注３）核燃料物質（注２）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注４）次の①から⑧までのいずれかの業を営む者
これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第10条（死亡保険金－自損傷害）

(1) 当会社は、被保険者が第４条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
(2) (1)の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第11条（後遺障害保険金－自損傷害）

(1) 当会社は、被保険者が第４条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害が生じた場合は、次の①から③までに定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

区　　分	後遺障害保険金の額
① 普通保険約款別表Ⅰの表１の第１級に掲げる後遺障害が生じた場合（これらのいずれにも該当する場合を含みます。）	1,800万円

②　普通保険約款別表Ⅰの表１の第２級に掲げる後遺障害が生じた場合（これらのいずれにも該当する場合を含みます。）	1,300万円
③　上記①および②以外の場合	普通保険約款別表Ⅰの表２に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の金額

(2)　(1)の規定にかかわらず、同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合で、次の①の額が次の②の額に達しないときは、当会社は、次の①の額を後遺障害保険金として支払います。

①　それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額の合計額

②　普通保険約款別表Ⅰの表２の注７の③に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の金額

(3)　既に後遺障害のある被保険者が第４条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された金額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額

(4)　この特約において、後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

第12条（重度後遺障害保険金－自損傷害）

当会社は、被保険者が第４条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合は、200万円を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。

①　普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第１級もしくは第２級である後遺障害または同表第３級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じること。

②　介護を必要とすると認められること。

第13条（医療保険金－自損傷害）

(1)　当会社は、被保険者が第４条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合は、次の①および②の金額を医療保険金として被保険者に支払います。

①　病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数１日につき6,000円

②　病院または診療所に入院しない治療日数（注１）に対しては、その治療日数１日につき4,000円

(2)　(1)の治療日数には、「臓器の移植に関する法律」第６条の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注２）であるときには、その処置日数を含みます。

(3)　被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次の①または②に該当するギプスを常時装着したときは、その日数を(1)の治療日数に含めます。

① 長管骨（注３）骨折および脊柱の骨折によるギプス
② 長管骨（注３）に接続する三大関節部分の骨折で長管骨（注３）部分を含めたギプス

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、当会社は、被保険者が平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日の翌日以降の治療日数に対しては、保険金を支払いません。

(5) (1)の医療保険金の額は、１回の事故につき、被保険者１名ごとに100万円を限度とします。

(6) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して医療保険金を支払いません。

（注１）入院しない治療日数
病院または診療所に通院して医師の治療を受けた日数をいい、医師による往診日数を含みます。

（注２）医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（注３）長管骨
上腕骨（じょうわんこつ）、橈骨（とうこつ）、尺骨（しゃっこつ）、大腿骨（だいたいこつ）、脛骨（けいこつ）および腓骨（ひこつ）をいいます。

第14条（支払保険金の競合－自損傷害）

当会社は、死亡保険金を支払う場合において、１回の事故につき、同一被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金があるときは、1,500万円から既に支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いた残額がある場合にかぎり、その残額を支払います。

第15条（既に存在していた身体の障害または疾病の影響等－自損傷害）

(1) 次の①または②のいずれかの影響により第４条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
① 被保険者が第４条の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病の影響
② 被保険者が第４条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

(2) 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第４条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第16条（当会社の責任限度額等－自損傷害）

(1) １回の事故につき、被保険者１名に対し当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第10条（死亡保険金－自損傷害）および第14条（支払保険金の競合－自損傷害）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。

(2) １回の事故につき、被保険者１名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第11条（後遺障害保険金－自損傷害）および前条の規定による額とし、かつ、1,800万円を限度とします。

(3) 当会社は、(1)に定める死亡保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名に対し第13条（医療保険金－自損傷害）および前条の規定による医療保険金を支払います。

(4) 当会社は、(2)に定める後遺障害保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名に対し第12条（重度後遺障害保険金－自損傷害）および

前条の規定による重度後遺障害保険金ならびに第13条（医療保険金－自損傷害）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第17条（保険金の請求－自損傷害）

(1)　当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区　分	保険金請求権発生の時
①　死亡保険金	被保険者が死亡した時
②　後遺障害保険金および重度後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時
③　医療保険金	次のア．またはイ．のいずれか早い時 ア．被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時 イ．事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時

(2)　被保険者（注１）が自損事故傷害保険金の支払を請求する場合は、(1)に定める保険金請求権発生の時の翌日から起算して60日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の①から④までの書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

①　保険金の請求書
②　損害の額または傷害の程度を証明する書類
③　公の機関が発行する交通事故証明書（注２）
④　その他当会社が特に必要と認める書類または証拠

(3)　被保険者（注１）が(2)の書類に故意に事実と異なることを記載し、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、自損事故傷害保険金を支払いません。

(4)　被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、(2)の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①　被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③　①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の戸籍上の配偶者または②以外の３親等内の親族

(5)　(4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（注１）被保険者
代理人を含みます。

（注２）交通事故証明書
人の死傷を伴う事故または原動機付自転車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合にかぎります。

第18条（代　位－自損傷害）

当会社が自損事故傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第19条（時　効－自損傷害）

保険金請求権は、次の①または②のいずれかの時の翌日から起算して２年を経過した場合は、時効によって消滅します。

① 第17条（保険金の請求－自損傷害）(2)に定める手続が行われなかった場合には、同条(1)に定める時

② 第17条(2)に定める手続が行われた場合には、当会社が同条(2)の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

第20条（契約自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款一般条項第５条（契約自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第21条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および他車運転特約の規定は適用しません。

第22条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第１条（保険責任の始期および終期）(2)中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第17条（当会社の指定する医師による診断）(1)中「人身傷害」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

＜別表＞　　**後 遺 障 害 等 級 表**

等　　級	保険金支払額	等　　級	保険金支払額
第１級	1,500万円	第８級	470万円
第２級	1,295万円	第９級	365万円
第３級	1,110万円	第10級	280万円
第４級	960万円	第11級	210万円
第５級	825万円	第12級	145万円
第６級	700万円	第13級	95万円
第７級	585万円	第14級	50万円

6-6 車両積載動産特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

(1)　当会社は、次の①または②のいずれかの事由によって契約自動車に損害が生じた場合は、その事由の直接の結果として車両積載動産に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者（車両積載動産の所有者をいいます。以下同様とします。）に保険金を支払います。ただし、車両積載動産が盗難されたことによる損害については、①の事由の直接の結果として生じた損害である場合にかぎります。

①　契約自動車の盗難（注）

②　①以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故。ただし、契約自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。

(2)　当会社は、(1)のほか、火災または爆発によって車両積載動産に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。

(3)　当会社は、この特約が被保険者の委任を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合保険契約者はその旨を当会社に告げることを要しません。

(注)契約自動車の盗難

契約自動車の一部分のみの盗難を除きます。

第３条（車両積載動産の範囲）

(1)　この特約において、車両積載動産とは、契約自動車の車室内、荷室内、荷台もしくはトランクに収容、またはキャリア（注）に固定された動産をいいます。

(2)　(1)の車両積載動産には次の①から⑧までに該当する物を含みません。

①　自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）ならびに自動車に定着、固定または装備されている物であって、通常、自動車の付属品とみなされる物、自動車の燃料およびコンテナー

②　法令により、自動車に定着、固定または装備することを禁止されている物

③　テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの

④　通貨、手形その他の有価証券、印紙、切手

⑤　稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、勲章、き章、免許状その他これらに準ずる物

⑥　動物

⑦　法令の規定、公序良俗に違反する動産

⑧　その他保険証券記載の物

(注)キャリア

自動車の屋根またはトランク上に設置された小型、少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合－その１）

(1)　当会社は、次の①から⑫までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　次のア．からオ．までのいずれかに該当する者の故意

ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

イ．契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取

締役または法人の業務を執行するその他の機関）
ウ．上記ア．およびイ．に定める者の法定代理人
エ．上記ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人
オ．上記ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧ 紛失
⑨ 詐欺または横領
⑩ 預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカードその他これらに準ずる物の盗難
⑪ 法令で定める積載物の重量・大きさまたは積載方法に関する制限の違反
⑫ 車両積載動産の積載方法が車両積載動産を安全に積載するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。

(2) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 車両積載動産に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
② 故障損害（注４）
③ 車両積載動産の機能に支障をきたさないすり傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または汚損（落書を含みます。）
④ 楽器の音色または音質の変化
⑤ 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害

（注１）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注２）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注３）核燃料物質（注２）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注４）故障損害
偶然な外来の事故に直接起因しない車両積載動産の電気的損害または機械的損害をいいます。

第５条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合、道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で契約自動車を運転してい

る場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している場合に車両積載動産について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

② 契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

③ ①および②に定める者の法定代理人

④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人

⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

第６条（個別適用）

前２条の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第７条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時における損害を生じた車両積載動産の価額（以下「保険価額」といいます。）によって定めます。

(2) 車両積載動産の損傷を修理することができる場合は、次の算式により算出された額を損害の額とします。

次条に定める修理費

＋ 第９条（費用）に定める費用

－ 修理に際し部分品を交換したために損害を生じた車両積載動産全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額

－ 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

(3) 第９条（費用）に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。

(4) 損害を生じた車両積載動産が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた車両積載動産全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

第８条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害を生じた車両積載動産を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害を生じた車両積載動産の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第９条（費　用）

第７条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の①から④までの費用（注）をいいます。

区　分	費　用　の　内　容
①　損害防止軽減費用	普通保険約款一般条項第14条（事故発生時の義務）①に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用

②　権利保全行使費用	同条項第14条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③　盗難引取費用	盗難にあった車両積載動産を引き取るために必要であった費用
④　共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する車両積載動産の分担額

(注)費用
　　収入の喪失を含みません。

第10条（支払保険金の計算）

(1)　１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

損害額（注１）　－　回収金（注２）の額

(2)　被保険者が２名以上いる場合は、(1)に記載した当会社の支払う保険金の額に、次の①の額の②の額に対する割合を乗じて各被保険者別の当会社の支払う保険金の額を決定します。
①　各被保険者別の損害額（注１）。ただし、回収金（注２）を差し引いた残額とします。
②　上記①の合計額
(注１)損害額
　　第７条（損害額の決定）に定める損害額をいいます。
(注２)回収金
　　損害額のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第11条（現物による支払）

当会社は、車両積載動産の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第12条（被害物についての当会社の権利）

(1)　当会社が損害を生じた車両積載動産に対して全損（注）として保険金を支払った場合は、損害を生じた車両積載動産について被保険者が持っているすべての権利を取得します。ただし、保険金額が損害を生じた車両積載動産の保険価額に達しない場合には、当会社は、保険金額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
(2)　(1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、損害を生じた車両積載動産について被保険者が持っている権利は当会社に移転しません。
(注)全損
　　第７条（損害額の決定）(1)による損害額または第８条（修理費）の修理費が、損害を生じた車両積載動産の保険価額以上となる場合をいいます。

第13条（盗難事故における保険金請求の特例）

被保険者が車両積載動産の盗難事故による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）(2)に定める書類に加え、警察署の盗難届出証明書を当会社に提出しなければなりません。

第14条（盗難車両積載動産の返還）

当会社が車両積載動産の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に車両積載動産が発見された場合

は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に車両積載動産に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第15条（盗難の際の調査）

(1)　車両積載動産について盗難が発生した場合は、当会社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対し必要な説明または証明を求めることができます。

(2)　保険契約者または被保険者は、当会社が(1)の調査をし、または説明もしくは証明を求めた場合はこれに協力しなければなりません。

(3)　保険契約者または被保険者が(1)の説明または証明に不正の表示をした場合もしくは知っている事実を告げない場合または正当な理由なく(2)の協力を拒んだ場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第16条（盗難車両積載動産発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあった車両積載動産を発見した場合または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

第17条（保険金支払い前に盗難車両積載動産が回収された場合の措置）

盗難にあった車両積載動産について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその車両積載動産が回収された場合は、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その車両積載動産に破損または汚損がある場合は、損害が生じたものとみなします。

第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第14条（事故発生時の義務）中「契約自動車」を「車両積載動産」に、同条項第９条（保険契約の無効）中「車両保険契約」ならびに同条項第18条（重複契約の取扱い）および同条項第20条（保険金の請求）中「車両条項」を「車両積載動産特約」に、同条項第23条（代位）中「車両損害」を「車両積載動産損害」にそれぞれ読み替えるものとします。

6-7　弁護士費用特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
賠償義務者	被保険者に対し、被害事故に関する法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
弁護士費用等	損害賠償に関する争訟について、弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁をおこなう機関（申立人の申立に基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。ただし、当会社の同意を得て支出した費用にかぎり、法律相談に必要な費用を除きます。

法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の①から③までの行為をいいます。 ① 弁護士が行う、弁護士法第３条の「その他一般の法律事務」に基づく法律相談 ② 司法書士が行う、司法書士法第３条第１項第５号および同項第７号に規定する相談 ③ 行政書士が行う、行政書士法第１条の３第３号に規定する相談
保険金請求権者	被害を被った被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

(1) 当会社は、この特約により、日本国内において発生した偶然な事故により、次の①から③までのいずれかに該当する被害が生じたこと（以下「被害事故」といいます。）によって、保険金請求権者が賠償義務者に対し被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求を行う場合に、保険金請求権者が弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。

① 賠償義務者が自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）を所有、使用または管理することに起因する事故により、次のア．またはイ．のいずれかに該当すること。

ア．被保険者の生命または身体が害されること。

イ．被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損、または汚損されること。

② ①のほか、被保険者が自動車に搭乗中に、次のア．またはイ．のいずれかに該当すること。

ア．被保険者の生命または身体が害されること。

イ．被保険者が所有、使用または管理する財物（被保険者が搭乗中の自動車に積載中の財物にかぎります。）が滅失、破損、または汚損されること。

③ ①および②のほか、契約自動車または契約自動車以外の被保険者が所有する自動車（注１）が滅失、破損、または汚損されること。

(2) 当会社は、この特約により、保険金請求権者が被害事故にかかわる法律相談を行う場合は、それによって支出した費用（注２）を負担することによって被る損害に対して、法律相談費用保険金を支払います。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者または被保険者の使用者の業務に使用される財物（注３）について生じた被害事故に対しては、保険金を支払いません。

(4) 当会社は(1)および(2)に規定する費用のうち普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。

(5) この特約において、当会社は、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。

(6) 当会社は、被害事故が保険期間中に生じた場合にかぎり、保険金を支払います。

（注１）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みま

す。
（注２）支出した費用
当会社の同意を得て支出した費用にかぎります。
（注３）業務に使用される財物
契約自動車を除き、契約自動車以外の自動車を含みます。

第３条（被保険者）

(1)　この特約において被保険者とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する者をいいます。
①　記名被保険者
②　記名被保険者の配偶者
③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤　①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者
⑥　①から⑤まで以外の者で、契約自動車の所有者。ただし、契約自動車の被害事故に関する損害賠償請求または法律相談を行う場合にかぎります。
(2)　(1)の⑥の契約自動車の所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
①　契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
②　契約自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③　①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
(3)　(1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。
(4)　(1)の規定にかかわらず、次の①から⑧までのいずれかの業を営む者（注２）が業務として自動車を受託している場合は、これらの者は被保険者に含みません。
①　自動車修理業
②　駐車場業
③　給油業
④　洗車業
⑤　自動車販売業
⑥　陸送業
⑦　運転代行業
⑧　①から⑦まで以外の、自動車を取り扱う業
（注１）室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注２）次の①から⑧までのいずれかの業を営む者
これらの者の使用人およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第４条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第５条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。
①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）
②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③　台風、洪水または高潮
④　核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥　①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注１）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注２）核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注３）核燃料物質（注２）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第６条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

①　被保険者の故意によって発生した被害事故
②　被保険者が次のア．からウ．までのいずれかの状態で自動車を運転している場合に発生した被害事故
ア．法令に定められた運転資格を持たない状態
イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態
ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
③　被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した被害事故
④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故
⑤　被保険者が契約自動車以外の自動車に競技、曲技（注１）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中（注２）に発生した被害事故
⑥　第３条（被保険者）(1)の⑤に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、契約自動車の車室内、荷室内、荷台もしくはトランク内に収容されていない財物またはキャリア（注３）に固定されていない財物について生じた被害事故
⑦　被保険者が所有、使用または管理する財物に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
⑧　被保険者が所有、使用または管理する財物の故障（注４）

（注１）競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

（注２）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

（注３）キャリア
自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。

（注４）故障
偶然な外来の事故に直接起因しない電気的損害または機械的損害をいいます。

第７条（保険金を支払わない場合－その３）

(1)　当会社は、次の①または②のいずれかに該当する者が賠償義務者で

ある場合は、これらの者に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談を保険金請求権者が行うことにより生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

① 第３条（被保険者）(1)の①から④までに規定する被保険者および同条(1)の⑥に規定する被保険者

② 被保険者の父母、配偶者または子

(2) 当会社は、保険金請求権者が社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談を行う場合は、それにより生じた費用に対しては保険金を支払いません。

第８条（支払保険金の限度）

(1) 当会社が支払うべき弁護士費用保険金の額は、１回の被害事故につき、被保険者１名あたり300万円を限度とします。

(2) 当会社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、１回の被害事故につき、被保険者１名あたり10万円を限度とします。

第９条（保険金請求権者の協力）

(1) 保険金請求権者は、当会社の求めに応じ、被害事故に関する訴訟の進捗状況等の必要な情報を当会社に提供しなければなりません。

(2) 保険金請求権者が、正当な事由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当会社は、その損害に対して保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

第10条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が弁護士費用等および法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第11条（保険金の削減）

(1) 保険金請求権者が弁護士費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる損害賠償請求と被害事故以外にかかわる損害賠償請求を同時に行うときは、次の算式により算出された額を支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額}}{\text{被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額および被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償責任の額の合計額}}$$

(2) 保険金請求権者が法律相談費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる法律相談と被害事故以外にかかわる法律相談を同時に行うときは、次の算式により算出された額を支払います。ただし、保険金請求権者が行った同一事故にかかわる法律相談が１回である場合は、この規定は適用しません。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{被害事故にかかわる法律相談に要した時間}}{\text{被害事故にかかわる法律相談に要した時間および被害事故以外にかかわる法律相談に要した時間の合計時間}}$$

第12条（重複契約の取扱い）

(1)　他の保険契約等（注）がある場合、次の②の額が損害の額を超えるときは、当会社は、次の算式により支払保険金の額を決定します。ただし、被保険者が被った損害に対して他の保険契約等（注）により優先して保険金または共済金が支払われる場合には、当会社は、損害額が他の保険契約等（注）によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

損害額　×　①　他の保険契約等（注）がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 ／ ②　それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額

(2)　(1)の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、(1)の①の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等（注）に優先して保険金を支払います。

(3)　(1)および(2)の規定は、第２条（この特約による支払責任）(1)の弁護士費用等と同条(2)の法律相談費用とに区分して、それぞれ各別に適用します。

(注)他の保険契約等
　第２条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第13条（代位等）

(1)　保険金請求権者が他人に第２条（この特約による支払責任）の費用の請求をすることができる場合には、当会社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、保険金請求権者の権利を害さない範囲内で、保険金請求権者がその者に対して有する権利を取得します。

(2)　保険金請求権者が第２条（この特約による支払責任）の費用の返還または支払を受けた場合には、当会社に遅滞なく通知することとし、当会社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、保険金請求権者の権利を害さない範囲内で、保険金請求権者に対して、支払った保険金の返還を求めることができます。

第14条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約および運転者年齢条件特約の規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

6-8 個人賠償責任特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
住宅	記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

当会社は、被保険者が日本国内において発生した次の①または②のいずれかに該当する事故（以下「個人賠償事故」といいます。）により、他人の生命もしくは身体を害しまたはその財物を滅失、破損もしくは汚損した場合において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

(注)日常生活
住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第３条（被保険者の範囲）

この特約において、被保険者とは次の①から④までのいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第４条（当会社による援助）

被保険者が個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第５条（当会社による解決）

(1) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。
① 被保険者が個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
① １回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がこの特約の保険金額を明らかに超える場合（注）または免責金額を明らかに下回る場合
② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③ 正当な理由がなくて被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注)保険金額を明らかに超える場合
保険証券に免責金額の記載がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をいいます。

第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1)　個人賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2)　当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の個人賠償事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

②　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③　損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④　法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア．またはイ．のいずれかに該当する事由があった場合

ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3)　前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

(4)　損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5)　(2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6)　１回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）がこの特約の保険金額を超えると認められる時（注）以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(7)　次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(6)の規定にかかわらず、１回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が保険金額を超えると認められる時（注）以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することができるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の個人賠償事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

①　(2)の④に規定する事実があった場合

②　損害賠償請求権者が被保険者に対して、個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその

法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
③　当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
(注)保険金額を超えると認められる時
保険証券に免責金額の記載がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。

第７条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑯までのいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
①　被保険者または保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意によって生じた賠償責任
②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）によって生じた賠償責任
③　核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた賠償責任
④　③以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた賠償責任
⑤　地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた賠償責任
⑥　②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって生じた賠償責任
⑦　被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
⑧　被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
⑨　被保険者の使用人（被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。）が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）によって生じた賠償責任
⑩　排水または排気（煙を含みます。）によって生じた賠償責任
⑪　被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
⑫　被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任
⑬　もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注４）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
⑭　被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
⑮　被保険者のまたは被保険者の指図による暴行・殴打に起因する賠償責任
⑯　航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
(注１)暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注２)核燃料物質
使用済燃料を含みます。
(注３)核燃料物質（注２）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
(注４)不動産
住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

第８条（損害の範囲および支払保険金の計算）

(1)　当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①および②のとおりとします。

①　被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（注）

②　被保険者が支出した次のア．からオ．までの費用

区　　分	費　用　の　内　容
ア．権利保全行使費用	次条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
イ．損害防止軽減費用	次条④に規定する損害の防止または軽減のために支出した必要または有益であった費用
ウ．緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
エ．示談交渉費用	個人賠償事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用および第５条(当会社による解決)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
オ．争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

(2)　当会社の責任は、１回の個人賠償事故ごとについて定めます。

(3)　１回の個人賠償事故につき、当会社が支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

(1)の①の損害賠償金（注）

＋　(1)の②のア．からウ．までの費用

－　保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

(4)　当会社は、(3)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

①　(1)の②のエ．およびオ．の費用

②　第５条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(注)損害賠償金

損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第９条（事故発生時の義務等）

保険契約者または被保険者が事故または損害が発生したことを知った場合に履行しなければならない義務および義務の内容、ならびに保険契約者または被保険者が正当な理由がなくてそれぞれの義務に違反した場合の取扱いについては、次の①から⑤までに定めるとおりとします。

義　務	義務の内容	義務違反の場合の取扱い
①　事故発生・内容通知義務	個人賠償事故発生の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく書面で当会社に通知すること。	保険金を支払いません。
②　訴訟通知義務	損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。	
③　権利保全行使義務	他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。	防止軽減することができたと認められる損害額を控除して、支払保険金の額を決定します。
④　損害防止軽減義務	損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。	
⑤　賠償責任承認前確認義務	損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送は、損害賠償責任の承認とはみなしません。	当会社が損害賠償責任がないと認めた部分を控除して、支払保険金の額を決定します。

第10条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第２条（この特約による支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約があり、かつ、それぞれの保険契約について、他の保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金の額の合計額が損害の額を超過する場合は、当会社は、この特約により当会社の支払うべき保険金の額の前記合計額に対する割合によって保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

(1)　被保険者（注）が、この特約によって保険金の支払を受けようとする場合は、損害が確定した日から30日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求書、保険証券および次の①から④までの書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①　当会社の定める事故状況報告書
②　示談書その他これに代わるべき書類
③　損害を証明する書類
④　保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書。ただし、保険金の請求を第三者に委任する場合にかぎります。

(2)　当会社は、(1)の書類以外の書類の提出を求めることができます。

(3)　被保険者（注）が(1)および(2)の書類に故意に事実と異なることを表示しもしくは事実を隠した場合、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合、または(2)の義務に違反した場合は、当会社は保険金を支払いません。

(4)　被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、(1)の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の戸籍上の配偶者または②以外の３親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
(注)被保険者
代理人を含みます。

第12条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者（注）が第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①および②の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。
① 損害賠償額の請求書
② その他当会社が特に必要と認める書類または証拠

(2) (1)の請求は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行なうものとします。

(3) 損害賠償請求権者（注）が(1)の書類に故意に事実と異なることを記載し、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、損害賠償額を支払いません。

(4) 当会社は、第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または同条(7)の①から③までのいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者（注）が(1)の手続をした日からその日を含めて30日以内に損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく損害賠償額を支払います。

(5) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、(1)の規定により損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次の①から③に該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の戸籍上の配偶者または②以外の３親等内の親族

(6) (5)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償額を支払いません。
(注)損害賠償請求権者
代理人を含みます。

第13条（損害賠償額請求権の行使期限）

第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が

確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して２年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第14条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第４条（当会社による援助）および第５条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、１回の個人賠償事故につき、保険証券記載の保険金額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。以下同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)のただし書

② 第６条(7)のただし書

③ 第８条（損害の範囲および支払保険金の計算）(3)のただし書

(4) (1)の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 第11条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第１条（保険責任の始期および終期）(2)中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

保険料のお支払いに関わる特約

7-1 保険料一括払特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。

Ⅰ　共通条項

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険料の払込方法）

(1)　保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合には、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
　①　保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関に設定されていること。
　②　当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(2)　払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3)　保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(4)　(1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第３条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第10条（解除）(1)の⑤中「次条(1)」とあるのを「保険料一括払特約Ⅲ追加保険料払込条項第５条（訂正の申出等に関する特則）(1)」に読み替えるものとします。

Ⅱ　契約保険料払込条項

第１条（保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日までに、保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を一括して払い込まなければなりません。

(2)　(1)において、保険契約者がこの保険契約の保険料をⅠ共通条項第２条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、かつ、保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第２条（保険料不払の場合の免責）

(1)　保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社はこの保険契約の保険期間の初日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(2)　保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第３条（保険料領収前事故の特則）

(1)　保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者（注）が、払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

(2)　事故発生の日が、払込期日以前であり、保険契約者が、保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(3)　(2)の確約に反して保険契約者が払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

(注)被保険者または保険金請求権者
　　これらの者の代理人を含みます。

第４条（解　除－保険料不払の場合）

(1)　当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、この保険契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

(4)　(1)および(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときには、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

Ⅲ　追加保険料払込条項

第１条（追加保険料の払込み）

保険契約者は、異動承認書記載の払込期日までに、追加保険料（普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）に定める追加保険料をいいます。以下同様とします。）を一括して払い込まなければなりません。

第２条（追加保険料不払の場合の免責）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(2)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、

当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3)　保険契約者が(1)および(2)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第３条（追加保険料領収前事故の特則）

(1)　保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者（注）が、払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、次の①および②に定めるところによります。

区　　分	取　扱　い
①　追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
②　追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、保険契約条件の変更の承認後の条件に従い、保険金を支払います。

(2)　事故発生の日が、第１条（追加保険料の払込み）に定める払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(3)　(2)の確約に反して保険契約者が払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、次の①および②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区　　分	保険金の額
①　追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	既に支払った保険金の全額
②　追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	次の算式により算出された額 既に支払った保険金の額 － 前条(2)の保険金の額

(注)被保険者または保険金請求権者
　　これらの者の代理人を含みます。

第４条（解　除－追加保険料不払の場合）

(1)　当会社は、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い

込むべき追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

(4) (1)および(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときには、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

第５条（訂正の申出等に関する特則）

(1) 第１条（追加保険料の払込み）から前条までの規定にかかわらず、当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

① 普通保険約款一般条項第３条（告知義務）(3)の③の承認をする場合

② 同条項第４条（通知義務）(1)の承認をする場合

③ 同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の②または④の通知をした場合

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第６条（返還保険料の取扱い）

(1) この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれており、かつ、保険契約の内容に変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。

(2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合には適用しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

7-2 保険料一括払特約（即時払）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を一時に払い込まなければなりません。

第３条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（追加保険料の払込み）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2)　保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(4)　保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

7-3　保険料分割払特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。

Ⅰ　共通条項

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険料の払込方法）

(1)　保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合には、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。

①　保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関に設定されていること。

②　当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされているこ

と。

(2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第３条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第10条（解除）(1)の⑤中「次条(1)」とあるのを「保険料分割払特約Ⅲ追加保険料払込条項第５条（訂正の申出等に関する特則）(1)」に読み替えるものとします。

Ⅱ　契約保険料払込条項

第１条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。

(2) 保険契約者は、次に定める期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

区　　分	払　込　期　日
第１回保険料	保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日
第２回以降の保険料	第１回保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日

(3) (1)および(2)において、保険契約者がこの保険契約の保険料をⅠ共通条項第２条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、かつ、第１回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第１回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第１回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第２条（保険料不払の場合の免責）

(1) 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は次に定める日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第１回保険料の払込みを怠った場合	この保険契約の保険期間の初日
第２回以降の保険料の払込みを怠った場合	保険料の払込みを怠った払込期日の翌日

(2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第３条（保険料領収前事故の特則）

(1)　保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者（注）が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

(2)　事故発生の日が、第１条（保険料の払込み）(2)に定める第１回保険料の期日（以下「第１回保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第１回保険料を第１回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第１回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(3)　(2)の確約に反して保険契約者が第１回保険料払込期日に第１回保険料の払込みを怠り、かつ、第１回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

(注)被保険者または保険金請求権者
　　これらの者の代理人を含みます。

第４条（解　除－保険料不払の場合）

(1)　当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

①　当会社が保険契約を解除できる場合	ア．払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 イ．払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
②　解除の効力が生じる時	ア．①のア．による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第１回保険料である場合は、この保険契約の保険期間の初日。 イ．①のイ．による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

(4)　(1)および(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときには、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

第５条（解除の効力に関する特則）

(1)　保険契約者が保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだ場合であっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込期日の翌月の払込期日

に払い込まれるべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるときには、当会社は前条(1)の②のア．の規定にかかわらず、解除の効力が生じる時を故意に保険料の払込みを怠った払込期日の前月の払込期日とします。

(2) (1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害または傷害に対して、当会社が既に支払った保険金があるときには、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

Ⅲ　追加保険料払込条項

第１条（追加保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法により追加保険料（普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）に定める追加保険料をいいます。以下同様とします。）を払い込むこととします。

① 追加保険料を当会社の定める回数に分割し、毎月、異動承認書記載の金額を払い込む方法（以下「分割払」といいます。）

② 追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）

(2) 保険契約者は、次に定める期日までに、追加保険料を払い込まなければなりません。

区　　分	分割払の場合の期日	一括払の場合の期日
第１回追加保険料	異動承認書記載の払込期日	同　　左
第２回以降の追加保険料	第１回追加保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日	

第２条（追加保険料不払の場合の免責）

(1) 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき第１回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(2) 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき第１回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3) 当会社は、保険契約者が第２回以降の追加保険料について、その追

加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(4)　保険契約者が(1)から(3)までの追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第３条（追加保険料領収前事故の特則）

(1)　保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者（注）が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、次の①および②に定めるところによります。

区　　分	取　扱　い
①　追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
②　追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、保険契約条件の変更の承認後の条件に従い、保険金を支払います。

(2)　事故発生の日が、第１条（追加保険料の払込み）(2)に定める第１回追加保険料の期日（以下「第１回追加保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第１回追加保険料を第１回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第１回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(3)　(2)の確約に反して保険契約者が第１回追加保険料払込期日に第１回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第１回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、次の①および②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区　　分	保険金の額
①　追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	既に支払った保険金の全額
②　追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	次の算式により算出された額 既に支払った保険金の額 － 前条(2)の保険金の額

(注)被保険者または保険金請求権者
　　これらの者の代理人を含みます。

第４条（解　除－追加保険料不払の場合）

(1)　当会社は、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。
(4)　(1)および(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときには、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

第５条（訂正の申出等に関する特則）

(1)　第１条（追加保険料の払込み）から前条までの規定にかかわらず、当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
　①　普通保険約款一般条項第３条（告知義務）(3)の③の承認をする場合
　②　同条項第４条（通知義務）(1)の承認をする場合
　③　同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の②または④の通知をした場合
(2)　保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第６条（返還保険料の取扱い）

(1)　この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれており、かつ、保険契約の内容に変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
(2)　(1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合には適用しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

7-4　保険料分割払特約（大口口座振替）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。

Ⅰ　共通条項

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第10条（解除）(1)の⑤中「次条(1)」とあるのを「保険料分割払特約（大口口座振替）Ⅲ追加保険料払込条項第５条（訂正の申出等に関する特則）(1)」に読み替えるものとします。

Ⅱ　契約保険料払込条項

第１条（保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
(2)　保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第１回保険料を払い込み、第２回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。

第２条（第１回保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の第１回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第３条（保険料の払込方法）

(1)　保険契約者は、第２回以降の保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合には、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
　①　保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関に設定されていること。
　②　当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
(2)　払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
(3)　保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第４条（第２回保険料不払の場合の特則）

保険契約者が第２回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第２回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第２回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第５条（保険料不払の場合の免責）

(1)　保険契約者が第２回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社はその保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(2)　保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第６条（第２回以降保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第２回以降の保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者（注）が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

（注）被保険者または保険金請求権者
これらの者の代理人を含みます。

第７条（解　除－保険料不払の場合）

(1)　当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

①　当会社が保険契約を解除できる場合	ア．払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 イ．払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
②　解除の効力が生じる時	ア．①のア．による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日 イ．①のイ．による解除の場合は、次回払込期日

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
(3)　(1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

Ⅲ　追加保険料払込条項

第１条（追加保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法により追加保険料（普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）に定める追加保険料をいいます。以下同様とします。）を払い込むこととします。
①　追加保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込む方法（以下「分割払」といいます。）
②　追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）
(2)　当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、分割払のときは第１回追加保険料を、一括払の場合は追加保険料の全額（以下「第１回追加保険料」といいます。）を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(3)　分割払の場合は、保険契約者は、第２回以降の追加保険料については、次の①および②に定める払込期日までに払い込まなければなりません。
①　第２回追加保険料については、異動承認書記載の払込期日
②　第３回以降の追加保険料については、第２回追加保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日

第２条（追加保険料不払の場合の免責）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第１回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に

対しては、この規定は適用しません。

(2)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第１回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3)　当会社は、保険契約者が第２回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(4)　保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第３条（第２回以降追加保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第２回以降の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者（注）が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

(注)被保険者または保険金請求権者
　　これらの者の代理人を含みます。

第４条（解　除－追加保険料不払の場合）

(1)　当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに払い込まれるべき第２回以降の追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

第５条（訂正の申出等に関する特則）

(1)　第１条（追加保険料の払込み）から前条までの規定にかかわらず、当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

①　普通保険約款一般条項第３条（告知義務）(3)の③の承認をする場合

②　同条項第４条（通知義務）(1)の承認をする場合

③　同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の②または④の通知をした場合

(2)　保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、

追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第６条（返還保険料の取扱い）

(1)　保険契約の内容に変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
(2)　(1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合には適用しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

7-5　保険料分割払特約（大口）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
払込期日	当会社所定の期日をいいます。

Ⅰ　共通条項

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第10条（解除）(1)の⑤中「次条(1)」とあるのを「保険料分割払特約（大口）Ⅲ追加保険料払込条項第５条（訂正の申出等に関する特則）(1)」に読み替えるものとします。

Ⅱ　契約保険料払込条項

第１条（保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
(2)　保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第１回保険料を払い込み、第２回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。

第２条（第１回保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の第１回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第３条（保険料不払の場合の免責）

(1)　保険契約者が第２回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社はその保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(2)　保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および

重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第４条（第２回以降保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第２回以降の保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者（注）が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

（注）被保険者または保険金請求権者
これらの者の代理人を含みます。

第５条（解　除－保険料不払の場合）

(1)　当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

①　当会社が保険契約を解除できる場合	ア．払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 イ．払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
②　解除の効力が生じる時	ア．①のア．による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日 イ．①のイ．による解除の場合は、次回払込期日

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

Ⅲ　追加保険料払込条項

第１条（追加保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法により追加保険料（普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）に定める追加保険料をいいます。以下同様とします。）を払い込むこととします。

①　追加保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込む方法（以下「分割払」といいます。）

②　追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）

(2)　当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、分割払のときは第１回追加保険料を、一括払の場合は追加保険料の全額（以下「第１回追加保険料」といいます。）を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(3)　分割払の場合は、保険契約者は、第２回以降の追加保険料については、次の①および②に定める払込期日までに払い込まなければなりません。

①　第２回追加保険料については、異動承認書記載の払込期日

②　第３回以降の追加保険料については、第２回追加保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日

第２条（追加保険料不払の場合の免責）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第１回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(2)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第１回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3)　当会社は、保険契約者が第２回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(4)　保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第３条（第２回以降追加保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第２回以降の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者（注）が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

(注)被保険者または保険金請求権者
　　これらの者の代理人を含みます。

第４条（解　除－追加保険料不払の場合）

(1)　当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに払い込まれるべき第２回以降の追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

第５条（訂正の申出等に関する特則）

(1)　第１条（追加保険料の払込み）から前条までの規定にかかわらず、当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

①　普通保険約款一般条項第３条（告知義務）(3)の③の承認をする場合

②　同条項第４条（通知義務）(1)の承認をする場合

③　同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の②または④の通知をした場合

(2)　保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

7-6　保険料分割払特約（長期契約）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ１年間をいいます。

Ⅰ　共通条項

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険料の払込方法）

(1)　保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合には、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。

①　保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関に設定されていること。

②　当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(2)　払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3)　保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(4)　(1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第３条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第10条（解除）(1)の⑤中「次条(1)」とあるのを「保険料分割払特約（長期契約）Ⅲ追加保険料払込条項第６条（訂正の申出等に関する特則）(1)」に読み替えるものとします。

Ⅱ　契約保険料払込条項

第１条（保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を保険証券記載の金額に分割して、保険証券記載の払込方法（以下「払込方法」といいます。）により、払い込むこととします。

(2)　保険契約者は、次に定める期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

区　　分		払　込　期　日
第１回保険料		保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日
第２回以降の保険料	払込方法が月払の場合	第１回保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日
	払込方法が年払の場合	第１回保険料の払込期日以降に到来する毎年の払込期日

(3)　(1)および(2)において、保険契約者がこの保険契約の保険料をⅠ共通条項第２条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、かつ、第１回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第１回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第１回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第２条（保険料不払の場合の免責）

(1)　保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は次に定める日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第１回保険料の払込みを怠った場合	この保険契約の保険期間の初日
第２回以降の保険料の払込みを怠った場合	保険料の払込みを怠った払込期日の翌日

(2)　保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第３条（保険料領収前事故の特則）

(1)　保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者（注）が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだ

ときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

(2)　事故発生の日が、第１条（保険料の払込み）(2)に定める第１回保険料の期日（以下「第１回保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第１回保険料を第１回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第１回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(3)　(2)の確約に反して保険契約者が第１回保険料払込期日に第１回保険料の払込みを怠り、かつ、第１回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

(注)被保険者または保険金請求権者
　　これらの者の代理人を含みます。

第４条（解　除－保険料不払の場合）

(1)　当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

①　当会社が保険契約を解除できる場合	ア．払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 イ．払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その次の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
②　解除の効力が生じる時	ア．①のア．による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第１回保険料である場合は、この保険契約の保険期間の初日。 イ．①のイ．による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

(4)　(1)および(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときには、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

第５条（解除の効力に関する特則）

(1)　保険契約者が保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだ場合であっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込期日の次の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるときには、当会社は前条(1)の②のア．の規定にかかわらず、解除の効力が生じる時を故意に保険料の払込みを怠った払込期日の前月の応当日とします。

(2)　(1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の応当日の翌日以降に発生した事故による損害または傷害に対して、当会社が既に支払った保険金があるときには、当会社は保険契約者に対し

てこの保険金の全額の返還を請求することができます。

Ⅲ　追加保険料払込条項

第１条（保険料の変更－告知・通知事項等の承認等の場合）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までの規定の適用にあたっては、次の①および②の定めるところによります。

①　承認した日の属する保険年度末までの保険料については、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

②　承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、これを変更します。

(2)　(1)の場合において、この保険契約において定められた保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(3)　当会社は、この特約により、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤の規定の適用にあたっては、次の①および②の定めるところによります。

①　承認した日の属する保険年度末までの保険料については、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

②　承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、これを変更します。

(4)　(3)の場合において、この保険契約において定められた保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

第２条（追加保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法により追加保険料（前条の追加保険料をいいます。以下同様とします。）を払い込むこととします。

①　保険証券記載の払込方法が月払の場合（この保険契約において定められた保険料の全額が払い込まれている場合を除きます。）は、追加保険料を当会社の定める回数に分割し、毎月、異動承認書記載の金額を払い込む方法（以下「分割払」といいます。）

②　①以外の場合は、追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）

(2)　保険契約者は、次に定める期日までに、追加保険料を払い込まなければなりません。

区　　分	分割払の場合の期日	一括払の場合の期日
第１回追加保険料	異動承認書記載の払込期日	同　　左
第２回以降の追加保険料	第１回追加保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日	

第３条（追加保険料不払の場合の免責）

(1)　第１条（保険料の変更－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①または同条(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期

日に払い込むべき第１回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(2)　第１条（保険料の変更－告知・通知事項等の承認等の場合）(3)の①または同条(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき第１回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3)　当会社は、保険契約者が第２回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(4)　保険契約者が(1)から(3)までの追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第４条（追加保険料領収前事故の特則）

(1)　保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者（注）が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、次の①および②に定めるところによります。

区　　分	取　扱　い
①　追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
②　追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、保険契約条件の変更の承認後の条件に従い、保険金を支払います。

(2)　事故発生の日が、第２条（追加保険料の払込み）(2)に定める第１回追加保険料の期日（以下「第１回追加保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第１回追加保険料を第１回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第１回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(3)　(2)の確約に反して保険契約者が第１回追加保険料払込期日に第１回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第１回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、次の①および②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区　　分	保険金の額
①　追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	既に支払った保険金の全額
②　追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	次の算式により算出された額 既に支払った保険金の額 － 前条(2)の保険金の額

(注)被保険者または保険金請求権者
これらの者の代理人を含みます。

第５条（解　除－追加保険料不払の場合）

(1)　当会社は、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

(4)　(1)および(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときには、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

第６条（訂正の申出等に関する特則）

(1)　第２条（追加保険料の払込み）から前条までの規定にかかわらず、当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

①　普通保険約款一般条項第３条（告知義務）(3)の③の承認をする場合

②　同条項第４条（通知義務）(1)の承認をする場合

③　同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の②または④の通知をした場合

(2)　保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第７条（返還保険料の取扱い）

(1)　この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれており、かつ、保険契約の内容に変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。

(2)　(1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合には適用しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

7-7 初回口振特約
［正式名称］初回保険料口座振替特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
初回保険料	保険料一括払特約（即時払）第２条（保険料の払込み）の保険料および保険料分割払特約（大口口座振替）Ⅱ契約保険料払込条項第１条（保険料の払込み）(2)の第１回保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料一括払特約（即時払）または保険料分割払特約（大口口座振替）の適用があり、かつ、この保険契約の締結が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされている場合で、保険契約締結の際に、保険契約者が、書面をもってこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを承認したときに適用されます。

第２条（初回保険料の払込方法）

(1)　保険契約者は、初回保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合には、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
　①　保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関に設定されていること。
　②　当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(2)　初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3)　保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第３条（保険料の払込み）

保険契約者は、この特約により、保険料一括払特約（即時払）第２条（保険料の払込み）および保険料分割払特約（大口口座振替）Ⅱ契約保険料払込条項第１条（保険料の払込み）(2)にかかわらず、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込まなければなりません。

第４条（初回保険料不払の場合の取扱い）

(1)　保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠った場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に払い込まなければなりません。

(2)　当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、保険料一括払特約（即時払）第３条（保険料領収前の事故）および保険料分割払特約（大口口座振替）Ⅱ契約保険料払込条項第２条（第１回保険料領収前の事故）の規定は適用しません。

(3)　保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第５条（保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生の日以前に到来した初回保険料払込期日に払い込むべき初回保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者（注）が、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が初回保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

(注)被保険者または保険金請求権者
　　これらの者の代理人を含みます。

第６条（解　除－初回保険料不払の場合）

(1)　当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

7-8　クレジットカード払特約

第１条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

(1)　当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（異動時の追加保険料を含みます。以下同様とします。）を支払うことを承認します。

(2)　(1)にいう保険契約者とは、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎります。

第２条（保険料の払込み）

(1)　保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時にクレジットカードによる保険料の支払の申出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

(2)　当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

①　当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

②　会員規約等に定める手続が行われない場合

第３条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1)　当会社は、前条(2)の①の保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、

保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎるものとし、異動承認請求時の保険料の支払を怠った場合は、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。

(4) (3)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第４条（保険料の返還の特則）

普通保険約款および付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定によらず保険料を返還します。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

7-9 新クレジットカード払特約
［正式名称］クレジットカード払特約（登録方式）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料一括払特約、保険料分割払特約または保険料分割払特約（長期契約）（以下「保険料払込特約」といいます。）の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（保険料一括払特約に定める「保険料」および「追加保険料」ならびに保険料分割払特約および保険料分割払特約（長期契約）に定める「第１回保険料」、「第２回以降の保険料」、「第１回追加保険料」および「第２回以降の追加保険料」をいいます。以下同様とします。）を支払うことを承認します。

第３条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、保険契約締結の後遅滞なく、当会社の定める通信方法により、クレジットカードに関する情報を登録しなければなりません。

(2) 当会社は、この特約により、保険料払込特約の適用にあたっては、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）へ該当のクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を

承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

(3)　(2)の場合において、クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認がとれないときは、保険契約者は、クレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。

(4)　当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

①　当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。

②　会員規約等に定める手続が行われない場合

第４条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1)　当会社は、前条(4)の①の保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2)　保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(2)の規定を適用します。

第５条（返還保険料の取扱い）

(1)　この保険契約の内容に変更が生じ、返還保険料が生じた場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。

(2)　(1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合には適用しません。

第６条（保険料払込特約の適用除外）

当会社は、この特約により、次の①から③までの規定を適用しません。

①　保険料払込特約Ⅰ共通条項第２条（保険料の払込方法）(1)から(3)

②　保険料一括払特約Ⅱ契約保険料払込条項第１条（保険料の払込み）(2)ならびに保険料分割払特約および保険料分割払特約（長期契約）Ⅱ契約保険料払込条項第１条（保険料の払込み）(3)

③　保険料一括払特約および保険料分割払特約Ⅲ追加保険料払込条項第６条（返還保険料の取扱い）ならびに保険料分割払特約（長期契約）Ⅲ追加保険料払込条項第７条（返還保険料の取扱い）

第７条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

7-10 初回追加保険料30日猶予特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、次の①から⑤までの申出または通知（以下「通知等」といいます。）を、書面または当会社の定める通信手段により、当会社の所定の連絡先に対して直接行った場合に適用されます。

①　普通保険約款一般条項第３条（告知義務）(3)の③の訂正の申出

②　同条項第４条（通知義務）(1)の通知

③　同条項第５条（契約自動車の譲渡）(1)の通知

④　同条項第６条（契約自動車の入替）(1)の通知
⑤　同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤の通知

第２条（初回追加保険料の払込み）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料の請求を行う場合、保険契約者は、この特約により、契約条件の変更日（注）からその日を含めて30日以内の当会社の定める期日（以下「初回追加保険料払込期日」といいます。）までに、初回追加保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。
(2)　(1)に定める期間内に初回追加保険料が払い込まれた場合には、当会社は、保険契約条件の変更を承認した時に初回追加保険料を領収したものとみなします。
(3)　この特約において、初回追加保険料とは、追加保険料を一括して払い込む場合は追加保険料の全額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は第１回追加保険料をいいます。
(注)契約条件の変更日
　　前条に定める通知等を行った日以後の保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

第３条（初回追加保険料不払の場合の免責）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①または③の定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が初回追加保険料払込期日までにその初回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
(2)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が初回追加保険料払込期日までにその初回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第４条（解　除－初回追加保険料不払の場合）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、初回追加保険料払込期日までにその初回追加保険料が払い込まれなかったときには、当会社は保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、保険期間の末日から将

来に向かってのみその効力を生じます。
(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
(3)　(1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

団体扱・集団扱に関わる特約

8-1　団体扱分割払特約（一般A）
［正式名称］団体扱保険料分割払特約（一般A）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
①　保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
②　次のア．またはイ．のいずれかの契約が締結されていること。
ア．保険契約者が給与の支払を受けている団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A－１）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合にかぎります。
イ．団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（以下この条において、「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A－２）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が上記ア．のただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合にかぎります。
③　保険契約者が、当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般A－１）」または「保険料集金に関する契約書（一般A－２）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア．またはイ．のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア．集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
イ．集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第２条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第３条（分割保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、第１回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
(2)　第２回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第１回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第１回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第５条（追加保険料の払込み）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2)　保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(4)　保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第６条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第７条（特約の失効）

(1)　この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

①　集金契約が解除された場合

②　保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

③　保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合

④　①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

(2)　(1)の①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

第８条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不

能日から１か月以内に、未払込分割保険料（保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第９条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（解　除－特約失効による未払込分割保険料不払の場合）

(1)　当会社は、第８条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

8-2　団体扱分割払特約（一般B）
［正式名称］団体扱保険料分割払特約（一般B）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①　保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。

②　次のア．またはイ．のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

ア．保険契約者が給与の支払を受けている団体

イ．団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

③　保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア．およびイ．のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア．保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所（以下「勤務先事業所」といいます。）において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

イ．上記ア．により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第２条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第３条（分割保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、第１回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
(2)　第２回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第１回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第１回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第５条（追加保険料の払込み）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(2)　保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
(3)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(4)　保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第６条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第７条（特約の失効）

(1)　この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
　①　集金契約が解除された場合
　②　保険契約者が勤務先事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
　③　保険契約者またはその代理人が保険料を勤務先事業所において、

給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合

④　①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合

(2)　(1)の①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

第８条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から１か月以内に、未払込分割保険料（保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第９条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（解　除－特約失効による未払込分割保険料不払の場合）

(1)　当会社は、第８条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

8-3　団体扱分割払特約（一般C）
［正式名称］団体扱保険料分割払特約（一般C）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①　保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、または団体を退職した者（以下「退職者」といいます。）であること。

②　次のア．またはイ．のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

ア．保険契約者が給与の支払を受けている団体（保険契約者が退職者である場合には、退職前に給与の支払を受けていた団体とします。）

イ．団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

③　保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア．およびイ．のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア．保険契約者が指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から、口座振替により、保険料を集金者の指定する所定の期日（以下「集金日」といいます。）に集金すること。
イ．上記ア．により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第２条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第３条（分割保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、第１回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
(2)　第２回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第１回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第１回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第５条（追加保険料の払込み）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(2)　保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
(3)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(4)　保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第６条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約

者に対してはこれを発行しません。

第７条（特約の失効）

(1)　この特約は、次の①から④まで（保険契約者が退職者である場合は次の①、②または④）のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または②、③もしくは④の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

①　集金契約が解除されたこと。

②　保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して１か月以内に集金されなかったこと。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して１か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

③　保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。(退職後もこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。)

④　当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

(2)　(1)の①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

第８条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から１か月以内に、未払込分割保険料（保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第９条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（解　除－特約失効による未払込分割保険料不払の場合）

(1)　当会社は、第８条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

8-4　団体扱分割払特約
［正式名称］団体扱保険料分割払特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場

合に適用されます。

① 保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体（以下「団体」といいます。）と当会社との間に「保険料集金に関する契約」（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第２条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第３条（分割保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、第１回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

(2) 第２回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第４条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第１回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第１回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第５条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3) 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第６条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第７条（特約の失効）

(1)　この特約は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってその効力を失います。

①　集金契約が解除された場合

②　保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合

③　保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

(2)　(1)の①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

第８条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から１か月以内に、未払込分割保険料（保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第９条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（解　除－特約失効による未払込分割保険料不払の場合）

(1)　当会社は、第８条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

8-5　団体扱分割払特約（口座振替用）
［正式名称］団体扱保険料分割払特約（口座振替用）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①　保険契約者が官公署（以下「団体」といいます。）に勤務していること、または団体を退職した者（以下「退職者」といいます。）

であること。

② 次のア．またはイ．のいずれかの者と当会社との間に、「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

ア．保険契約者が給与の支払を受けている団体（保険契約者が退職者である場合には、退職前に給与の支払を受けていた団体とします。）

イ．団体に勤務する者または団体を退職した者の生活の安定または福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織

③ 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア．およびイ．のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア．保険契約者が指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から、口座振替により、保険料を集金者の指定する所定の期日（以下「集金日」といいます。）に集金すること。

イ．上記ア．により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第２条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第３条（分割保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、第１回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 第２回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第１回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第１回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第５条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3) 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、

追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第６条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第７条（特約の失効）

(1)　この特約は、次の①から④まで（保険契約者が退職者である場合は次の①、②または④）のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または②、③もしくは④の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

①　集金契約が解除されたこと。

②　保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して１か月以内に集金されなかったこと。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して１か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

③　保険契約者が毎月給与の支払を受けなくなったこと。（退職後もこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。）

④　当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

(2)　(1)の①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

第８条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から１か月以内に、未払込分割保険料（保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第９条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（解　除－特約失効による未払込分割保険料不払の場合）

(1)　当会社は、第８条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の

住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」(245ページ)をご確認ください。

8-6 団体扱一括払特約
［正式名称］団体扱保険料一括払特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が、官公署、公社、公団、会社等の団体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、または団体を退職した者（以下「退職者」といいます。）であること。

② 次のア．またはイ．のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一括払）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

ア．保険契約者が給与の支払を受けている団体（保険契約者が退職者である場合には、退職前に給与の支払を受けていた団体とします。）

イ．団体に勤務する者または団体を退職した者の生活の安定または福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織

③ 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア．およびイ．のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア．保険契約者から、集金者の指定する所定の期日（以下「集金日」といいます。）に保険料を集金すること。

イ．上記ア．により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第２条（保険料の一括払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を一括して払い込むことを承認します。

第３条（保険料の払込み）

保険契約者は、保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第５条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2)　保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(4)　保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第６条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第７条（特約の失効）

(1)　この特約は、次の①から④まで（保険契約者が退職者である場合は次の①、②または④）のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または②、③もしくは④の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

①　集金契約が解除されたこと。

②　保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して１か月以内に集金されなかったこと。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して１か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

③　保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。(退職後もこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。)

④　当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

(2)　(1)の①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

第８条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から１か月以内に、未払込保険料（払い込まれていない保険料をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第９条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまで

の間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（解　除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1)　当会社は、第８条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

8-7　団体扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約

［正式名称］団体扱に関する特約の追加保険料払込方法等に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①　この保険契約に、団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）、団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約、団体扱保険料分割払特約（口座振替用）または団体扱保険料一括払特約（以下「団体扱特約」といいます。）のいずれかが締結されていること。

②　団体扱特約第１条（この特約の適用条件）に定める集金者（以下「集金者」といいます。）と当会社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」（以下「覚書」といいます。）が締結されていること。

③　保険契約者または被保険者が、普通保険約款一般条項第３条（告知義務）(3)の③の訂正の申出または同条項第４条（通知義務）(1)、同条項第５条（契約自動車の譲渡）(1)、同条項第６条（契約自動車の入替）(1)もしくは同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤の通知を書面または当会社の定める通信手段により、当会社の所定の連絡先に対して直接行ったこと。

第２条（追加保険料の払込方法）

(1)　団体扱特約第５条（追加保険料の払込み）(1)および(3)の規定にかかわらず、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①、③または⑤の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、団体扱特約第１条（この特約の適用条件）に定める保険料集金契約および前条に定める覚書の規定により、集金者を経て、当会社に払い込むことができます。

(2)　団体扱保険料一括払特約第２条（保険料の一括払）に定めるところにより、保険料を一括して払い込んでいる場合は、(1)の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。

(3)　団体扱特約（団体扱保険料一括払特約を除きます。）第２条（保険料の分割払）に定めるところにより、保険料を分割して払い込んでい

る場合は、(1)の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時にまたは異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当会社に払い込むこととします。

第３条（特約の失効）

団体扱特約第７条（特約の失効）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。

第４条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）

前条の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）もしくは団体扱保険料分割払特約に規定する集金不能日、または団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約（口座振替用）もしくは団体扱保険料一括払特約に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から１か月以内に、未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（追加保険料から既に払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第５条（未払込追加保険料等不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第６条（解　除－特約失効による未払込追加保険料等不払の場合）

(1)　当会社は、第４条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

8-8　団体扱特約の追加保険料の分割払に関する特約

［正式名称］団体扱に関する特約の追加保険料の分割払に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に、団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）、団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約または団体扱保険料分割払特約（口座振替用）（以下「団体扱特約」といいます。）のいずれかが締結されている場合に適用されます。

第２条（追加保険料の分割払）

団体扱特約第５条（追加保険料の払込み）(1)および(3)の規定にかかわらず、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①、③または⑤の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当会社に払い込むことができます。この場合、

第２回以降の分割追加保険料については、団体扱特約第１条（この特約の適用条件）に定める保険料集金契約の規定により、集金者を経て払い込まなければなりません。

第３条（第１回分割追加保険料の払込み）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①または③に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、第１回分割追加保険料を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2)　保険契約者が(1)の第１回分割追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、第１回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、第１回分割追加保険料を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(4)　保険契約者が(3)の第１回分割追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、第１回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第４条（特約の失効）

団体扱特約第７条（特約の失効）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。

第５条（特約失効後の未払込分割追加保険料の払込み）

前条の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）もしくは団体扱保険料分割払特約に規定する集金不能日、または団体扱保険料分割払特約（一般C）もしくは団体扱保険料分割払特約（口座振替用）に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から１か月以内に、未払込分割追加保険料（追加保険料から既に払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第６条（未払込分割追加保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第７条（解　除－特約失効による未払込分割追加保険料不払の場合）

(1)　当会社は、第５条（特約失効後の未払込分割追加保険料の払込み）

に定める期間内に未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

8-9 団体扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に、団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）、団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約、団体扱保険料分割払特約（口座振替用）または団体扱保険料一括払特約（以下「団体扱特約」といいます。）の適用がある場合に適用されます。

第２条（特約失効後の追加保険料の払込み）

団体扱特約第７条（特約の失効）(1)の規定により団体扱特約が効力を失った場合において、その効力を失った時以後、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から⑤までの規定により、当会社が追加保険料を請求したときは、次の①から④までに定めるところによります。

① 普通保険約款一般条項第11条(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が①の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

③ 普通保険約款一般条項第11条(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

④ 保険契約者が③の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

8-10 集団扱特約
［正式名称］集団扱に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が保険証券記載の集団（以下「集団」といいます。）の構成員（その集団自身およびその集団を構成する集団の構成員を含みます。以下同様とします。）であること。
② 集団、または集団から保険料集金の委託を受けた者と当会社との間に「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
③ 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア．およびイ．のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア．集金手続きを行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
イ．上記ア．により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第２条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を一括してまたは保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。
(2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
(3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第１回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
(4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第２回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第３条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または(3)の第１回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第１回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第４条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
(3) 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款

および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第５条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第６条（特約の失効）

(1)　この特約は、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

①　集金契約が解除されたこと。

②　保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して１か月以内に集金されなかったこと。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して１か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

③　当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

(2)　(1)の①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

第７条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から１か月以内に、未払込保険料または未払込分割保険料（保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第８条（未払込保険料等不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第９条（解　除－特約失効による未払込保険料等不払の場合）

(1)　当会社は、第７条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（245ページ）をご確認ください。

8-11 集団扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約

［正式名称］集団扱に関する特約の追加保険料払込方法等に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① この保険契約に、集団扱に関する特約（以下「集団扱特約」といいます。）が適用されていること。

② 集団扱特約第１条（この特約の適用条件）に定める集金者（以下「集金者」といいます。）と当会社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」（以下「覚書」といいます。）が締結されていること。

③ 保険契約者または被保険者が、普通保険約款一般条項第３条（告知義務）(3)の③の訂正の申出または同条項第４条（通知義務）(1)、同条項第５条（契約自動車の譲渡）(1)、同条項第６条（契約自動車の入替）(1)もしくは同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤の通知を書面または当会社の定める通信手段により、当会社の所定の連絡先に対して直接行ったこと。

第２条（追加保険料の払込方法）

(1) 集団扱特約第４条（追加保険料の払込み）(1)および(3)の規定にかかわらず、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①、③または⑤の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、集団扱特約第１条（この特約の適用条件）に定める保険料集金契約および前条に定める覚書の規定により、集金者を経て、当会社に払い込むことができます。

(2) 集団扱特約第２条（保険料の払込方法）(1)に定めるところにより、保険料を一括して払い込んでいる場合は、(1)の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。

(3) 集団扱特約第２条（保険料の払込方法）(1)に定めるところにより、保険料を分割して払い込んでいる場合は、(1)の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時にまたは異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当会社に払い込むこととします。

第３条（特約の失効）

集団扱特約第６条（特約の失効）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。

第４条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）

前条の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集団扱特約第６条（特約の失効）に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から１か月以内に、未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（追加保険料から既に払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第５条（未払込追加保険料等不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第６条（解　除－特約失効による未払込追加保険料等不払いの場合）

(1)　当会社は、第４条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

8-12 集団扱特約の追加保険料の分割払に関する特約

［正式名称］集団扱に関する特約の追加保険料の分割払に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①　この保険契約に、集団扱に関する特約（以下「集団扱特約」といいます。）が締結されていること。

②　集団扱特約第２条（保険料の払込方法）(1)に定めるところにより、保険料を分割して払い込んでいること。

第２条（追加保険料の分割払）

集団扱特約第４条（追加保険料の払込み）(1)および(3)の規定にかかわらず、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①、③または⑤の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当会社に払い込むことができます。この場合、第２回目以降の分割追加保険料については、集団扱特約第１条（この特約の適用条件）に定める保険料集金契約の規定により、集金者を経て払い込まなければなりません。

第３条（第１回分割追加保険料の払込み）

(1)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①または③に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、第１回分割追加保険料を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2)　保険契約者が(1)の第１回分割追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、第１回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3)　普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、第１回分割追加保険料を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(4)　保険契約者が(3)の第１回分割追加保険料の払込みを怠った場合は、

当会社は、第１回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第４条（特約の失効）

集団扱特約第６条（特約の失効）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。

第５条（特約失効後の未払込分割追加保険料の払込み）

前条の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集団扱特約に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から１か月以内に、未払込分割追加保険料（追加保険料から既に払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第６条（未払込分割追加保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第７条（解　除－特約失効による未払込分割追加保険料不払の場合）

(1)　当会社は、第５条（特約失効後の未払込分割追加保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

(3)　(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

8-13 集団扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に、集団扱に関する特約の適用がある場合に適用されます。

第２条（特約失効後の追加保険料の払込み）

集団扱に関する特約第６条（特約の失効）(1)の規定により同特約が効力を失った場合において、その効力を失った時以後、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から⑤までの規定により、当会社が追加保険料を請求したときは、次の①から④までに定めるところによります。

①　普通保険約款一般条項第11条(1)の①から④までに定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が①の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて適用され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

③ 普通保険約款一般条項第11条(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

④ 保険契約者が③の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合で、かつ、当会社が同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

お手続きに関わる特約

9-1 契約自動車の入替自動補償特約

第１条（この特約の適用条件）

(1) この特約は、この保険契約に自動的に適用されます。

(2) この特約において、入替自動車とは、普通保険約款一般条項第６条（契約自動車の入替）(1)の①に定める新規取得自動車のうち契約自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同条(1)の①のア．からエ．までのいずれかに該当する者が新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）し、または１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。

第２条（入替自動車に対する自動補償）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款一般条項第６条（契約自動車の入替）(3)の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合にかぎり、取得日以後入替の承認をするまでの間は、入替自動車を契約自動車とみなして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。ただし、同条(1)の①に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 同条項第６条(1)の①に定める自動車の新規取得において、契約自動車が廃車、譲渡または返還されたこと。

② 入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が当会社の指定する方法により契約自動車の入替の通知を行い、当会社がこれを受領したこと。

(2) この特約において、取得日とは実際に入替自動車を取得した日であって、保険契約者または入替自動車の所有者が、当会社に対して入替自動車を取得した日が確認できる資料を提出し、当会社が妥当であると認めた日をいいます。なお、入替自動車を実際に取得した日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証（注）に入替自動車の所有者の氏名が記載された日または登録識別情報制度により所有者として登録された日とします。

(3)　この特約において、所有者とは次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
①　入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
②　入替自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③　①および②以外の場合は、入替自動車を所有する者
(注)自動車検査証
自動車届出済証を含みます。

第３条（車両保険の特則）

取得日から、当会社が前条の契約自動車の入替の承認をした時までの期間の入替自動車についての普通保険約款車両条項および車両新価特約の適用においては、前条の規定にかかわらず、次の①から③までの定めるところによります。
①　車両新価特約は適用しません。
②　普通保険約款車両条項第10条（協定保険価額の変更）(2)の規定は適用しません。
③　取得日における入替自動車の価額（注）を普通保険約款車両条項の保険金額および協定保険価額とします。
(注)価額
入替自動車と同一の用途および車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第４条（保険料の返還または追加保険料の請求）

(1)　当会社は、第２条（入替自動車に対する自動補償）の場合には、その定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
(2)　当会社は、(1)の追加保険料を、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知･通知事項等の承認等の場合）(1)の③の追加保険料とみなします。この場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠ったときの取扱いについては、取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除き、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。

9-2　安心更新サポート特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険契約の更新）

(1)　この保険契約の満了する日（以下「満期日」といいます。）ごとに定められた次の通知締切日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合には、この保険契約は次条に定める内容で更新されるものとします。以後毎年同様とします。

満　期　日	通知締切日
１日から15日までの日である場合	満期日の属する月の前月10日
16日から末日までの日である場合	満期日の属する月の前月25日

(2)　(1)の規定により更新される保険契約（以下「更新後契約」といいます。）の保険期間の初日は満期日とします。
(3)　(1)および(2)の規定によりこの保険契約が更新された場合には、当会

社は、保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面（以下「継続証等」といいます。）を保険契約者に交付します。ただし、この保険契約更新の際に、保険契約者と当会社との間に継続証等を交付しないことについての合意がある場合（注）は、当会社は、継続証等の保険契約者への交付を省略できます。

（注）継続証等を交付しないことについての合意がある場合

この保険契約がこの特約の規定により更新された保険契約である場合で、当会社がこの保険契約の継続証等を保険契約者に交付していないときを含みます。

第３条（更新後契約の内容）

(1)　次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合には、この保険契約は、保険契約者が申し出た内容で更新されるものとします。

①　当会社が、保険契約者に対して、通知締切日までに、更新後の内容についての提示を行うこと。

②　①の提示に基づき、保険契約者が、当会社に対して、更新後契約の内容の申出（注１）を行い、当会社がこれを承認すること。

(2)　(1)以外の場合は、この保険契約は、満期日と同一の内容（注２）にて更新されるものとします（この(2)の規定により更新された契約を「自動更新後契約」といいます。）。

（注１）申出

当会社の定める通信手段による申出を含みます。

（注２）同一の内容

別表に定める内容を除きます。

第４条（更新後契約の保険料の取扱い）

更新後契約の保険料の払込みに関する取扱いは、更新後契約の普通保険約款および付帯される他の特約の定めるところによります。

第５条（更新後契約の告知義務）

(1)　第２条（保険契約の更新）(1)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、書面をもって当会社に告げなければなりません。

①　保険契約申込書に記載した事項、保険証券に記載された事項または継続証等に記載された事項に変更があったとき。

②　この保険契約の普通保険約款および付帯された特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたとき。

(2)　(1)の告知については、更新後契約の普通保険約款一般条項第３条（告知義務）の規定を適用します。

第６条（契約自動車の入替自動補償特約の適用）

この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約が適用される場合で、この保険契約の保険期間が満了する時までに同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）(2)に定める取得日があり、同条の承認の請求があったときは、取得日の翌日から起算して30日以内の、更新後契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、更新後契約の同特約を適用します。

第７条（新規運転免許取得者に関する特則）

この保険契約に運転者年齢条件特約が適用される場合で、この保険契約の保険期間が満了する時までに同特約第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の②に定める免許取得日があり、同条(1)の③の承認の請求があったときは、免許取得日の翌日から起算して30日以内の、更新後契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害に対して

は、更新後契約の同特約を適用します。

第８条（継続契約の取扱いに関する特約の適用）

当会社は、第２条（保険契約の更新）(1)の規定により、この保険契約が更新された場合には、継続契約の取扱いに関する特約の規定を適用しません。

＜別表＞ 自動更新後契約に適用される内容（同一条件の例外）

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">保険金額関連</td><td>車両保険の保険金額
（普通保険約款車両条項の適用がある場合）</td><td>自動更新後契約の協定保険価額は、継続証等に記載された保険契約者の住所にあてた書面（以下「継続通知」といいます。）に記載された額（契約自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した自動更新後契約の保険期間の初日時点での契約自動車の価額見積額とします。）とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補償および保険料関連</td><td>この保険契約に等級プロテクト特約が付帯されている場合</td><td>自動更新後契約の保険期間の初日における保険事故歴等の条件が、当会社の定める範囲外となる場合は、等級プロテクト特約は自動更新後契約には適用されません。</td></tr>
<tr><td>この保険契約に車両新価特約が付帯されている場合</td><td>自動更新後契約の保険期間の末日が車両新価特約第１条（この特約の適用条件）に定める期間の範囲外となる場合は、同特約は自動更新後契約には適用されません。</td></tr>
<tr><td colspan="3">(1)　上記に記載のほか、特約に定める適用条件により、この保険契約に適用されている特約が自動更新後契約に適用されないこと、またはこの保険契約に適用されていない特約が自動更新後契約に適用されることがあります。(2)　自動更新後契約の保険期間の初日におけるこの保険契約の保険事故歴等、自動更新後契約の保険料を決定するための条件が変更となる場合には、自動更新後契約の保険料は、変更後の条件によって定めるものとします。
(3)　当会社は、自動更新後契約の保険料の払込みについては、この保険契約と異なる払込方法とすることまたはこの保険契約に適用されている特約と異なる特約を適用することがあります。
(4)　(1)から(3)までのほか、当会社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等（以下「制度・料率等」といいます。）を改定（注）した場合は、次の①および②に定めるところによります。
①　当会社は、自動更新後契約には、保険期間の初日における制度・料率等を適用するものとします。
②　当会社は、自動更新後契約には、この保険契約に適用されている普通保険約款または特約と内容の全部または一部を同じくする他の普通保険約款または特約を適用することがあります。
(5)　(1)から(4)までのいずれかに該当する場合、当会社は、満期日以前の当会社所定の日までに、その変更の内容または変更がある旨を、この保険契約の保険証券記載の保険契約者の住所にあてて書面により通知します。
(注)改定
普通保険約款または特約の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。</td></tr>
</table>

9-3 継続うっかり特約
［正式名称］継続契約の取扱いに関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① この保険契約が１年以上を保険期間とする保険契約であること。ただし、継続契約に対して当会社の定めるノンフリート保険期間通算特則を適用するために当会社と締結した保険期間を１年未満とする保険契約を含みます。

② この保険契約がこの特約を適用して締結されたものではないこと。

第２条（継続契約）

この特約において継続契約とは、この保険契約と保険契約者、記名被保険者および契約自動車を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第３条（継続契約に関する特則）

(1) この保険契約の継続契約の締結手続き漏れ（以下この条において、「継続漏れ」といいます。）があった場合であっても、次の①から⑤までに定める条件をいずれも満たしているときにかぎり、この保険契約が満了する日と同一の内容（別表に定める内容を除きます。）で継続されたものとして取り扱います。ただし、この保険契約の保険期間が１年に満たない場合、継続契約の保険期間は１年とします。

① この保険契約の保険期間中に当会社が保険金を支払う事故が発生していないこと。

② 契約自動車を同一とする他の保険契約等（注）がないこと。

③ この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当会社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。

④ 保険契約者が、この保険契約の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。

⑤ 継続契約に付帯される特約に別に定める場合を除いて、保険契約者が④の申込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。

(2) 当会社が、電話、面談等により保険契約者に対して直接継続の意思表示を行ったにもかかわらず、保険契約者側の事情により継続漏れとなった場合は、(1)の規定を適用しません。

(注)他の保険契約等

継続契約の普通保険約款賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第４条（保険責任に関する特則）

前条の規定により締結された継続契約に対しては、次の①および②の規定は適用しません。

① 普通保険約款一般条項第１条（保険責任の始期および終期）(2)の規定

② 継続契約に付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定。ただし、前条(1)の⑤の規定により、同条(1)の④の申込みと同時に払い込まれた継続契約の保険料にかぎります。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

＜別表＞ 継続契約に適用される内容（同一条件の例外）

項目		内容
保険金額関連	車両保険の保険金額 （普通保険約款車両条項の適用がある場合）	(1) 継続契約の協定保険価額は、契約自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した継続契約の保険期間の初日時点での契約自動車の価額見積額とします。 (2) 継続契約に車両新価特約が適用される場合の新車価格相当額は、次の①または②に定めるところによります。 ① 契約自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の自動車がある場合は、継続契約の保険期間の初日時点における当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等（以下「車両標準価格表等」といいます。）に記載されたその自動車の新車の市場販売価格相当額 ② ①以外の場合は、継続契約の保険期間の初日時点における車両標準価格表等に記載された初度登録１年未満の契約自動車と同等クラスの自動車の価格
補償および保険料関連	この保険契約に車両新価特約が付帯されている場合	継続契約の保険期間の末日が車両新価特約第１条（この特約の適用条件）に定める期間の範囲外となる場合は、同特約は継続契約には適用されません。
補償および保険料関連	(1) 上記に記載のほか、特約に定める適用条件により、この保険契約に適用されている特約が継続契約に適用されないこと、またはこの保険契約に適用されていない特約が継続契約に適用されることがあります。 (2) 継続契約の保険期間の初日におけるこの保険契約の無事故実績等、継続契約の保険料を決定するための条件が変更となる場合には、継続契約の保険料は、変更後の条件によって定めるものとします。 (3) 当会社は、継続契約の保険料の払込みについては、この保険契約と異なる払込方法とすることまたはこの保険契約に適用されている特約と異なる特約を適用することができます。 (4) (1)から(3)までのほか、当会社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等（以下「制度・料率等」といいます。）を改定（注）した場合は、次の①および②に定めるところによります。 ① 当会社は、継続契約には、継続契約の保険期間の初日における制度・料率等を適用するものとします。 ② 当会社は、継続契約には、この保険契約に適用されている普通保険約款または特約と内容の全部または一部を同じくする他の普通保険約款または特約を適用することがあります。		

	(注)改定 普通保険約款または特約の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。

9-4 リースカーに関する特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
リース契約	あらかじめ借受人を定めて有償で自動車を貸渡しすることを業としている者との貸借契約をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者と当会社との間に、保険契約者がリース契約により貸出す自動車（注）を契約自動車として保険契約を引き受ける旨の契約書（以下「契約書」といいます。）が締結されており、かつ、この保険契約がその契約書に基づいて締結されたものである場合に適用されます。

(注)リース契約により貸出す自動車
あらかじめ別段の約定を行った自動車を除きます。

第２条（保険責任の始期）

当会社は、この特約により、普通保険約款一般条項第１条（保険責任の始期および終期）(2)ならびに保険料一括払特約（即時払）第２条（保険料の払込み）および同特約第３条（保険料領収前の事故）の規定は適用しません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 保険契約者が契約書に定められた保険料の払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、保険料領収前に生じた事故

② 保険契約者が契約書に定められた保険契約の申込期日までに保険契約の申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意および重大な過失によらなかったことを立証できなかったときは、保険契約者が契約書に定められた訂正の手続を行うまでの間に生じた事故

第３条（リース契約の終了または解除の場合）

当会社は、この特約により、契約自動車についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が賃借人から契約自動車の返還を受けた場合（以下「事実発生」といいます。）は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（解　除）

保険契約者が前条の事実発生に基づき、契約書に定められた期日までに当会社に対してこの保険契約を解除する旨を通知した場合は、普通保険約款一般条項第10条（解除）(4)の規定にかかわらず、事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

9-5 通販特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
通信手段	電話、情報処理機器等の通信手段をいいます。

引受意思の表示	保険契約引受けの意思の表示をいいます。
保険契約の条件等	保険契約の条件、保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等をいいます。
申込意思の表示	当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。

第１条（保険契約の申込み）

(1)　当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次の①または②に定めるいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。

①　当会社所定の保険契約申込書（以下「申込書」といいます。）に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。

②　通信手段を媒介とし、申込意思の表示を行うこと。

(2)　(1)の①の規定により当会社が申込書の送付を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約の条件等を記載した通知書を保険契約者に送付するものとします。

(3)　(1)の②の規定により当会社が申込意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通信手段を媒介として保険契約者に対して引受意思の表示を行い、保険契約の条件等を記載した通知書および申込書を送付するものとします。保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社へ送付するものとします。この場合、保険契約者は通知書および申込書に記載された保険契約の条件等の変更を行うことはできません。

(4)　保険契約者が(3)の通知書および申込書に記載された保険契約の条件等の変更を行った場合は、当会社は、引受意思の表示を行わなかったものとします。この場合、当会社は、保険契約者が(1)の①の方法により保険契約の申込みをしたものとしてこの特約の規定を適用します。

(5)　当会社は、この特約により、(2)の場合においては当会社が通知書を保険契約者に送付した時以後、(3)の場合においては当会社が引受意思の表示を行った時以後、普通保険約款一般条項第１条（保険責任の始期および終期）(2)の規定を適用しません。

第２条（解　除－申込書が送付されない場合）

(1)　当会社は、保険契約者により前条(3)の申込書が所定の期間内に当会社に送付されない場合は、この保険契約を解除することができます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者が申し出た住所にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、当会社が引受意思の表示を行った日から将来に向かってその効力を生じます。

第３条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

9-6 インターネット特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
契約情報画面	契約情報提示・入力画面をいいます。
重要事項	保険契約の契約条項のうち重要な事項をいいます。

通信手段	情報処理機器等の通信手段をいいます。
申込意思の表示	当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。

第１条（保険契約の申込み）

(1)　当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、通信手段を媒介とし、申込意思の表示を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。
(2)　(1)の規定により当会社が申込意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、契約情報画面を保険契約者に明示するものとします。
(3)　当会社は、重要事項を、契約情報画面に表示するものとします。
(4)　保険契約者は、重要事項を確認および同意したうえで契約情報画面に定められた必要な事項を入力し、所定の期間内に当会社へ返信するものとします。
(5)　当会社は、この特約により、保険契約者が(4)の契約情報画面を返信した時以後、普通保険約款一般条項第１条（保険責任の始期および終期）(2)の規定を適用しません。

第２条（契約情報画面が返信されない場合の取扱い）

保険契約者により契約情報画面が所定の期間内に返信されない場合は、この保険契約は成立しないものとします。

第３条（当会社への通知）

保険契約者または被保険者は次の①から⑤までに規定する訂正の申出または通知を、通信手段により、行うことができます。
①　普通保険約款一般条項第３条（告知義務）(3)の③
②　同条項第４条（通知義務）(1)
③　同条項第５条（契約自動車の譲渡）(1)
④　同条項第６条（契約自動車の入替）(1)
⑤　同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の⑤

第４条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定中、「保険申込書の記載事項」とあるのを「契約情報画面の入力事項」と、「保険申込書に記載」とあるのを「契約情報画面に入力」と読み替えるものとします。

共同保険に関わる特約

10-1 共同保険特約

第１条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第２条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までの事項を行います。

① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
② 保険料の収納および受領または返戻
③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦ 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
⑩ ①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第３条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第４条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

解除の場合の保険料の取扱い一覧

普通保険約款および付帯された特約の規定により、この保険契約が解除された場合の保険料の取扱いは次の区分によるものとします。

1．保険料の取扱い

解除の根拠		取扱い方法
①　普通保険約款一般条項第３条（告知義務）(2)		領収した保険料は返還しません。この場合において、領収した保険料の額がこの保険契約に定められた保険料の総額に満たないときは、当会社は、その差額を請求できます。
②　普通保険約款一般条項第10条（解除）(1)の①またはこの保険契約に適用される特約の規定	ア．保険契約者または被保険者の責に帰すことのできない事由による場合	日割計算により算定した額を返還し、または請求できます。ただし、既経過期間中に当会社が保険金を支払う損害または傷害が発生していた場合は、領収した保険料は返還しません。
	イ．上記ア．以外の場合	月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。ただし、既経過期間中に当会社が保険金を支払う損害または傷害が発生していた場合は、領収した保険料は返還しません。
③　普通保険約款一般条項第10条(1)の②から④		月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。ただし、既経過期間中に当会社が保険金を支払う損害または傷害が発生していた場合は、領収した保険料は返還しません。
④　普通保険約款一般条項第10条(1)の⑤		領収した保険料は返還しません。また、月割計算により算定した額を請求できます。
⑤　普通保険約款一般条項第10条(2)		日割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
⑥　普通保険約款一般条項第10条(3)		月割計算（注）により算定した額を返還し、または請求できます。

(注)保険契約者が次の事由によりこの保険契約を解除する場合で、かつ、当会社の定める条件を満たすときは、日割計算によるものとします。

解除の事由	具　体　例
現在の保険契約を継続することができない場合	記名被保険者が個人事業主である場合で、その個人事業主が法人に変更されるとき。
契約形態の変更が行われる場合	この保険契約を含む２以上の保険契約の保険期間の初日および末日を統一する場合
	この保険契約にノンフリート多数割引が適用されている場合

2．返還する保険料の計算方法

原則として、当会社は、保険証券記載の払込方法および保険期間に対応する次の①および②に定める算式により算出された額を返還します。ただし、算出された額が「マイナス」となる場合は、当会社はその額を請求することができます。

①　1．の取扱い方法が月割計算の場合

払込方法＼保険期間		1年契約	短期契約		長期契約
			月割短期率計算で契約されたもの	日割計算で契約されたもの	
保険料一括払特約 保険料一括払特約（即時払）		(1)	(3)	(5)	(7)
保険料分割払特約 保険料分割払特約（大口口座振替）		(2)			
保険料分割払特約（大口）		(2)	(4)	(6)	
保険料分割払特約（長期契約）	口座振替年払				(1)
	口座振替月払				(2)
団体扱一括払特約		(1)	(3)		
団体扱分割払特約（一般Ａ） 団体扱分割払特約（一般Ｂ） 団体扱分割払特約（一般Ｃ） 団体扱分割払特約 団体扱分割払特約（口座振替用）		(2)			
集団扱特約	一括払	(1)	(3)		
	分割払	(2)			

(1)の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × (1 － 既経過期間に対応する普通保険約款<別表Ⅲ>に掲げる短期料率) ＝ 未経過保険料(A)

未払込保険料(B)

(A)－(B)＝返還保険料

(2)の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × (1 － 既経過期間に対応する普通保険約款<別表Ⅲ>に掲げる短期料率) ＝ 未経過保険料(A)

分割保険料 × 未払込回数 ＝ 未払込分割保険料(B)

(A)－(B)＝返還保険料

(3)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間に対応する月数}}}{\boxed{\text{保険期間に対応する月数}}}\right) = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$\boxed{\text{未払込保険料(B)}}$

(A)－(B)＝返還保険料

(4)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間に対応する月数}}}{\boxed{\text{保険期間に対応する月数}}}\right) = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$\boxed{\text{分割保険料}} \times \boxed{\text{未払込回数}} = \boxed{\text{未払込分割保険料(B)}}$

(A)－(B)＝返還保険料

(5)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \left(1 - \boxed{\text{既経過期間に対応する普通保険約款＜別表Ⅲ＞に掲げる短期料率}} \div \frac{\text{保険期間日数}}{365\text{日}}\right) = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$\boxed{\text{未払込保険料(B)}}$

(A)－(B)＝返還保険料

(6)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \left(1 - \boxed{\text{既経過期間に対応する普通保険約款＜別表Ⅲ＞に掲げる短期料率}} \div \frac{\text{保険期間日数}}{365\text{日}}\right) = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$\boxed{\text{分割保険料}} \times \boxed{\text{未払込回数}} = \boxed{\text{未払込分割保険料(B)}}$

(A)－(B)＝返還保険料

(7)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額のうち解除日の属する保険年度に相当する保険料}} \times \left(1 - \boxed{\text{解除日の属する保険年度の既経過期間に対応する普通保険約款＜別表Ⅲ＞に掲げる短期料率}}\right) + \boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額のうち解除日の属する保険年度の翌年度以降に相当する保険料}} = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$\boxed{\text{未払込保険料(B)}}$

(A)－(B)＝返還保険料

② 1．の取扱い方法が日割計算の場合

保険期間 ＼ 払込方法		1年契約	短期契約		長期契約
			月割短期率計算で契約されたもの	日割計算で契約されたもの	
保険料一括払特約 保険料一括払特約（即時払）		(8)	(10)	(10)	(12)
保険料分割払特約 保険料分割払特約（大口口座振替）		(9)			
保険料分割払特約（大口）		(9)	(11)	(11)	
保険料分割払特約（長期契約）	口座振替年払				(8)
	口座振替月払				(9)
団体扱一括払特約		(8)	(10)		
団体扱分割払特約（一般Ａ） 団体扱分割払特約（一般Ｂ） 団体扱分割払特約（一般Ｃ） 団体扱分割払特約 団体扱分割払特約（口座振替用）		(9)			
集団扱特約	一括払	(8)	(10)		
	分割払	(9)			

(8)の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × $\frac{\text{未経過日数}}{365\text{日}}$ ＝ 未経過保険料(A)

未払込保険料(B)

(A)－(B)＝返還保険料

(9)の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × $\frac{\text{未経過日数}}{365\text{日}}$ ＝ 未経過保険料(A)

分割保険料 × 未払込回数 ＝ 未払込分割保険料(B)

(A)－(B)＝返還保険料

(10)の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × $\frac{\text{未経過日数}}{\text{保険期間日数}}$ ＝ 未経過保険料(A)

未払込保険料(B)

(A)－(B)＝返還保険料

⑾の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × $\frac{未経過日数}{保険期間日数}$ ＝ 未経過保険料(A)

分割保険料 × 未払込回数 ＝ 未払込分割保険料(B)

(A)－(B)＝返還保険料

⑿の算式

この保険契約に定められた保険料の総額のうち解除日の属する保険年度に相当する保険料 × $\frac{解除日の属する保険年度の未経過日数}{解除日の属する保険年度の保険期間日数}$ ＋ この保険契約に定められた保険料のうち解除日の属する保険年度の翌年度以降に相当する保険料 ＝ 未経過保険料(A)

未払込保険料(B)

(A)－(B)＝返還保険料

注１　払込方法が保険料分割払特約（長期契約）の場合は、対応する算式を次のとおりとします。

(1)「この保険契約に定められた保険料の総額」を「解除日の属する保険年度に相当する保険料」とします。

(2)「既経過期間」を「解除日の属する保険年度の既経過期間」とします。

(3)「未経過日数」を「解除日の属する保険年度の未経過日数」とします。

(4)「未払込保険料」を「解除日の属する保険年度の未払込保険料」とします。

(5)「未払込回数」を「解除日の属する保険年度の未払込回数」とします。

注２　この保険契約において契約条件の変更（普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の①から⑤のいずれかに該当する事由をいいます。）が行われている場合は、対応する算式を次のとおりとします。なお、保険期間の中途で、新たな自動車をこの保険契約に追加した場合において、この保険契約が解除されたときの保険料は、この２．によらず当会社の定めるところにより計算します。

(1)「この保険契約に定められた保険料の総額」を「解除日時点における契約条件に基づく保険料の総額」とします。

(2)　保険料を分割して返還し、または追加保険料を分割して請求しているときは、「分割保険料」を「この保険契約締結の時の分割保険料にその分割して返還する保険料を減じ、またはその分割して請求する追加保険料を加えた額」とします。

車両保険の免責金額表

用途・車種	免責金額	
	１回目の事故のとき	２回目以降の事故のとき
自家用普通乗用車	０万円	０万円
自家用小型乗用車	5	5
自家用軽四輪乗用車	10	10
自家用軽四輪貨物車	0	10
自家用小型貨物車 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下） 特種用途自動車（キャンピング車）	5	10